

一級河川木曾川水系
境川圏域河川整備計画

平成 2 1 年 7 月

岐 阜 県

- 目次 -

1. 境川圏域の概要・課題.....	1
1.1 圏域の概要.....	1
1.2 圏域の現状と課題.....	5
1.2.1 治水に関する現状と課題.....	5
1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題.....	14
1.2.3 河川環境に関する現状と課題.....	15
1.3 河川整備に関する住民意見.....	22
2. 河川整備の目標に関する事項.....	28
2.1 計画対象区間及び計画対象期間.....	28
2.2 河川整備計画の目標.....	29
2.2.1 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	29
2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	29
2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項.....	29
3. 河川整備の実施に関する事項.....	30
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所.....	30
3.1.1 河川工事の目的及び施行の場所.....	30
3.1.2 河川工事の種類.....	30
3.1.3 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要.....	33
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所.....	43
3.2.1 河川の維持の目的.....	43
3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所.....	43
4. 計画の改定に関する事項.....	44

1. 境川圏域の概要・課題

1.1 圏域の概要

木曾川水系境川は、その水源を各務原市に発し、岩地川や新荒田川等の支川を合わせ、岐阜市、岐南町、笠松町、羽島市を南西に流下し、長良川に合流する河川延長約 23km、流域面積約 55km² の一級河川である。大江川は境川の北側に隣接する河川延長約 11km、流域面積約 10km² の一級河川、荒田川は境川の西側・大江川の北側に隣接する河川延長約 6km、流域面積約 18km² の一級河川である。

桑原川はその水源を羽島市に発し、境川の下流側で長良川左岸に合流する河川延長約 8km、流域面積約 24km² の一級河川である。

本整備計画では、濃尾平野北部の木曾川と長良川の二大河川に挟まれる低平地に位置し、長良川左岸に合流する境川流域、荒田川流域、大江川流域、桑原川流域を境川圏域としている(図 1.1 参照)。

当圏域は、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町の 3 市 2 町にまたがっており、圏域内市町の人口は約 67 万人(2005 年国勢調査)である。

圏域内市町の産業別就業者数の割合をみると、第 3 次産業が約 74%を占める一方、第 1 次産業は 0.2%であり、県内平均と比べ、第 3 次産業の割合が高い。

圏域内市町の土地利用の内訳は、約 60%を市街地が占めており、次いで水田が約 25%、畑が約 8%、山林が約 7%(国土地理院発行地形図(平成 12 年発行)を元にした計測)となっており、県内では市街化が進んでいる地域である。

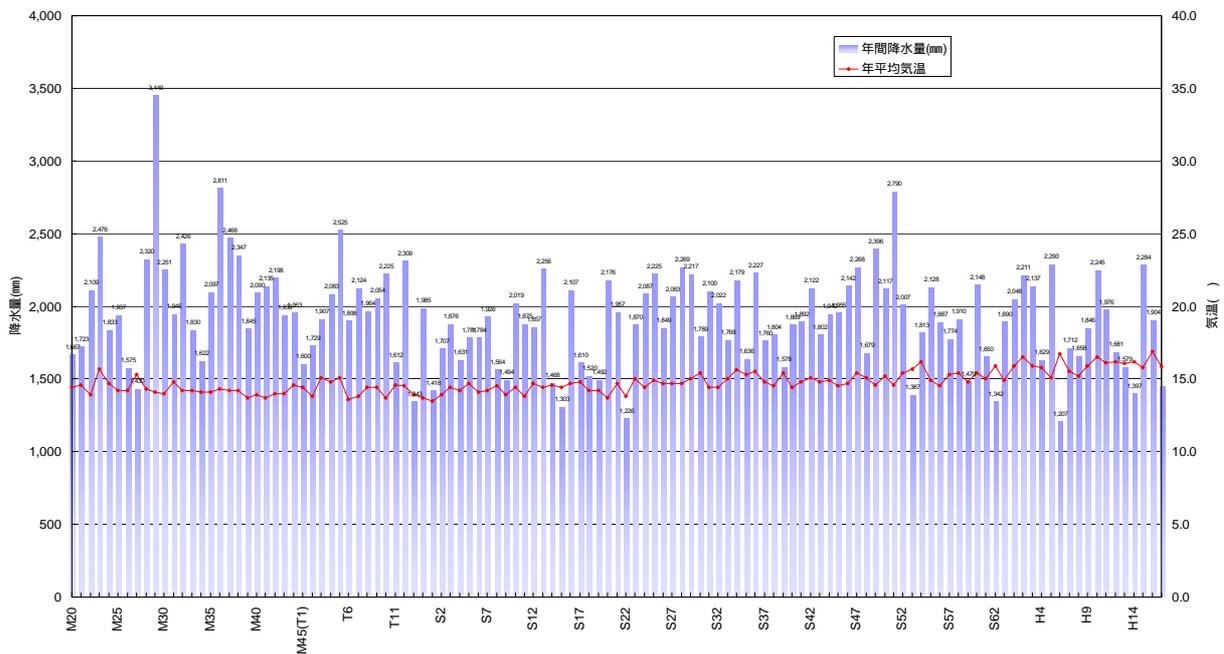


図 1.1 境川圏域位置図

圏域の地形は、その北端に標高 200m～300m 程度の^{きんかさん}金華山、^{ほらやま}洞山、^{ふなぶせやま}船伏山等の山地があるほかは、木曾川・長良川によって形成された扇状地あるいはそれに続く自然堤防や後背湿地が主である。

圏域の地質は、金華山周辺にチャート等の固結堆積物がみられるほかは、大部分は河川の運搬・堆積作用により形成された礫・砂等の未固結堆積物からなっている。

圏域の気候は、東海型の気候を示し、夏季は著しく高温多湿で冬期は温暖である。年平均気温は 14.8 であるが、最近 10 ヶ年程度の推移をみると年平均気温が 15.0 を下回る年が無く、非常に緩やかではあるが平均気温が上昇している。年平均降水量は約 1,900mm とわが国の平均降水量約 1,600mm よりも多い。



出典) 岐阜地方気象台閲覧資料及びアメダス CD

図 1.2 岐阜地方気象台 年間降水量と年平均気温

圏域の土地開発状況は、宅地造成が容易な台地や低平地を有している地形条件及び 3 大都市圏の一つである名古屋へ約 30km という立地条件により、昭和 30 年代以降に土地開発、経済活動が活発となった。圏域の交通としては、古くから中山道が東西を貫き、現在では岐阜市を中心に東西・南北方向に JR 東海道本線、高山本線及び名鉄名古屋本線、名鉄竹鼻線、さらに羽島市においては東海道新幹線が整備されている。また道路では東海北陸自動車道や国道 22 号、156 号が南北に、名神高速道路、国道 21 号が東西に走り、それらの沿線に住宅地、商業地が広がってきている。

圏域の自然環境について、まず植生をみると、河道内では沈水植物のヤナギモ、抽水植物のヨシ、湿性植物のヤナギタデ等、緩流域に生育する種がみられ、堤防を中心にセイタカアワダチソウ、クズ等、乾燥地や荒地に生育する種が多くみられる。魚類では、岐阜県の平野部において比較的よくみられるフナ類やモツゴ等、緩流域を主な生息場とする種が多数確認されている。昆虫

類では、水際植生でハグロトンボやギンヤンマ等、草地でナミアゲハやモンシロチョウ等が確認されている。両生類・は虫類では、カエルやトカゲ等、平野部に比較的好くみられる種が確認されている。鳥類では、水鳥が多く確認されているがオオタカやノスリのほか、カワセミの生息も確認されている。

圏域の河川水質については、境川、桑原川で水質汚濁に係わる環境基準が類型指定されており、代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）についてみると、境川上流（高田橋）では平成 15 年度より D 類型（それ以前は E 類型）、境川下流（境川橋）では平成 19 年度より C 類型（それ以前は D 類型）、桑原川では長良川合流直前で C 類型に指定されており、境川では過去 10 年間環境基準を達成している。桑原川では環境基準を達成できていない年が多いが、市民の自助努力等と合わせて、河川浄化施設の整備や下水道整備により水質浄化に努めており、近年は改善傾向にあり、環境基準値前後である。

圏域の河川水の利用は、農業用水のみであり、多数の水利権が設定されている。

圏域の河川空間は、大半の区間が都市部を流下しており、川と住居との距離が近いことから、散歩・ジョギング等の利用が多い。その他には、釣り、自然観察等が行われ、都市部にわずかに残る貴重な自然やオープンスペースとして、多くの住民に利用されている。

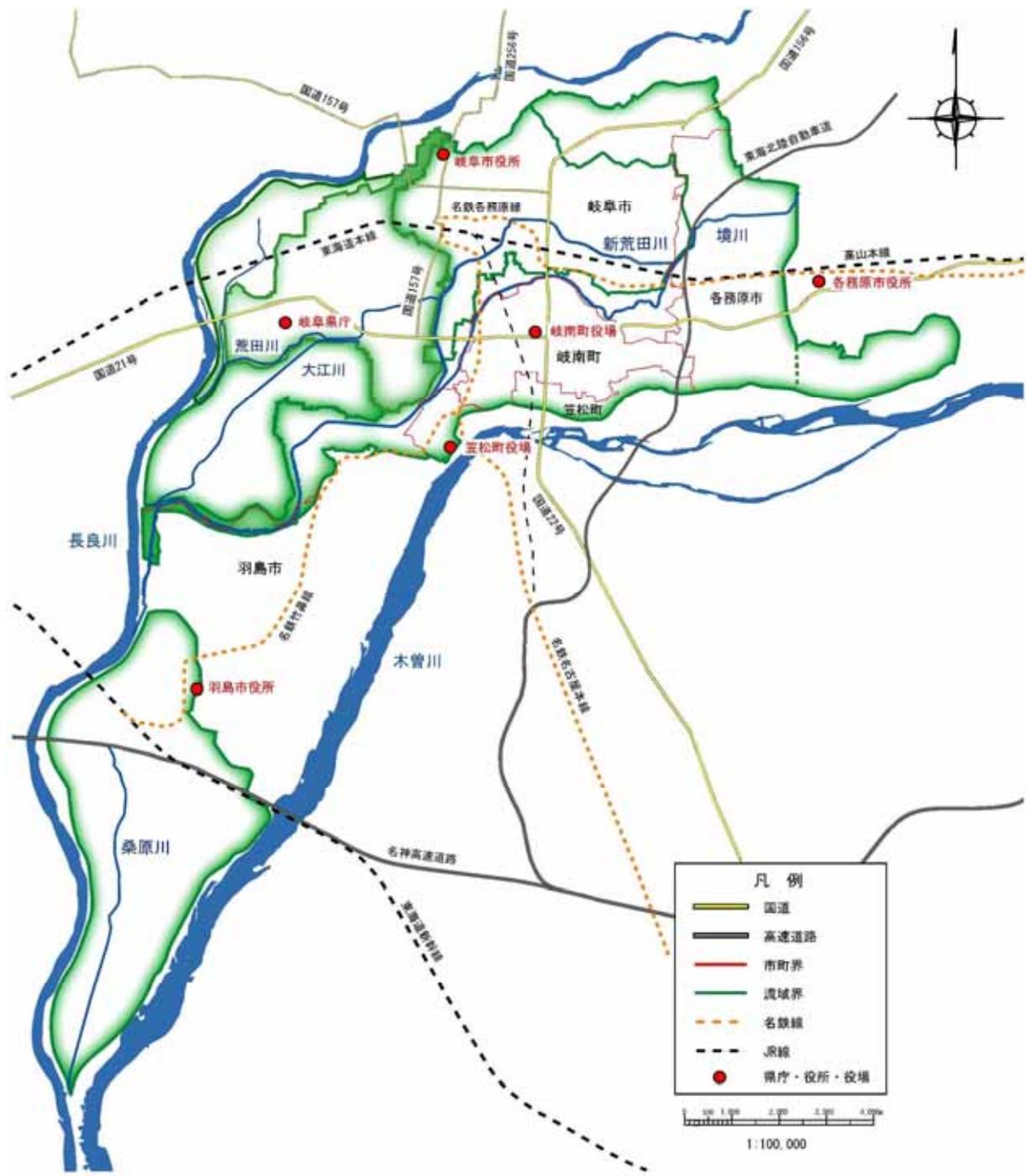


图 1.3 境川圏域図

1.2 圏域の現状と課題

1.2.1 治水に関する現状と課題

(1) 近年の主要な洪水の概要

当圏域は、木曽川と長良川に挟まれる低平地に位置していることから、昔から洪水のたびに流路を変え、濃尾平野を縦横無尽に入り乱れて流れる木曽三川の洪水による被害を受けてきた地域である。

しかし、近年では木曽三川の河川改修が進み破堤・越水によるはん濫が減少したが、市街化の進行に伴う流出量の増加等により、内水（河川に排水できずはん濫した水）被害が発生している。

戦後の主要な洪水は以下の通りであり、その水害実績を表 1.1 に示す。

昭和 34 年 9 月 26 日洪水（伊勢湾台風）

超大型の台風第 15 号は、26 日 21 時～22 時頃にかけて当圏域を通過、暴風雨をもたらした。25 日～26 日の累計降雨量は岐阜観測所で 198.5mm を記録した。

昭和 36 年 6 月 27 日洪水（梅雨前線豪雨）

沿海州からの前線が南下し、九州南方にあった低気圧の接近により前線が活発化し、24 日から平野部を中心に強く降り始め、26 日には記録的な豪雨となった。降り始めから 27 日までの岐阜観測所の累計降雨量は約 500mm を記録した。このため、岐阜市内の岩戸川や大江川、岐南町で全面的に湛水する等甚大な浸水被害が発生した。

昭和 49 年 7 月 25 日洪水（豪雨）

潮岬の南海上を進んでいた低気圧は、日本東海上の高気圧により 24 日夜から北上を始め、紀伊半島付近から本州を横断した。このため 24 日夜から 25 日昼にかけ美濃地方を中心に大雨が降り、岐阜観測所の累計降雨量は約 260mm を記録した。このため、岐阜市内や羽島市内等で内水はん濫等による浸水被害が発生した。

昭和 51 年 9 月 12 日洪水（台風第 17 号と豪雨）

関東から四国に停滞する前線と日本海を北東進する台風第 17 号により、8 日午後から 14 日朝にかけ断続的に大雨が続き、岐阜観測所の累計降雨量は約 840mm を記録した。このため、12 日に安八町地先の長良川堤防が決壊し、大水害となった。当圏域においても床上 4,540 戸、床下 18,035 戸に上る甚大な浸水被害が発生した。



平成 2 年 9 月 20 日洪水（豪雨と台風第 19 号）

本州上に停滞した秋雨前線の活動が活発になり、大雨をもたらしたところへ、台風第 19 号が 20 日 0 時から 3 時にかけて県内を縦断し、岐阜観測所では 1 時間降雨量 39mm、累計降雨量 327mm を記録し、岐阜市を中心に浸水被害が発生した。

平成 4 年 8 月 12 日洪水（豪雨）

11 日夜から 12 日にかけて雨が降り続き、12 日の夜に岐阜市内で 1 時間降雨量 74mm を記録し、岐阜市で内水はん濫による浸水被害が発生した。

平成 11 年 9 月 14 日洪水（台風第 16 号・第 18 号及び豪雨）

台風第 16 号と秋雨前線の停滞による降雨は、14 日から 15 日にかけて岐阜市を中心に大雨をもたらした。岐阜市内で 1 時間降雨量 35mm、累計降雨量 169mm を記録し、岐阜市を中心に浸水被害が発生した。

平成 16 年 10 月 20 日洪水（台風第 23 号）

台風 23 号は 18 日 9 時には^{おきのとり}沖ノ鳥島の西北西の海上で「超大型で強い台風」となり、強い勢力を保ったまま、20 日 13 時に高知県土佐清水市^{とさしみずし}に上陸、21 時には岐阜市付近を通過した。台風の北上に伴い、日本付近に停滞していた前線の活動が活発となり、岐阜県内では 20 日昼過ぎから雨が強く降り始め、岐阜市内で 1 時間降雨量 24mm、累計降雨量 165mm を記録し、岐阜市を中心に浸水被害が発生した。

表 1.1 近年の主要な水害実績

洪水発生年	発生原因	浸水面積 (ha)	浸水家屋数		一般資産 被害 (百万円)
			床上(戸)	床下(戸)	
S34.9.26	伊勢湾台風		1,237	3,088	
S36.6.27	梅雨前線豪雨		5,180	19,778	
S49.7.25	豪雨	2,596	454	3,986	1,817
S51.9.12	台風第 17 号 と豪雨	4,917	4,540	18,035	24,373
H2.9.20	豪雨 と台風第 19 号	69	6	73	77
H4.8.12	豪雨	176	169	616	529
H11.9.14	台風第 16、第 18 号 及び豪雨	13	11	24	49
H16.10.20	台風第 23 号	28	0	13	15

出典) S34・S36 は「昭和 34・35・36 年連年災害復興誌」S46 以降は水害統計

注) 連年災害復興誌の被災記録は圏域外の被害を含む

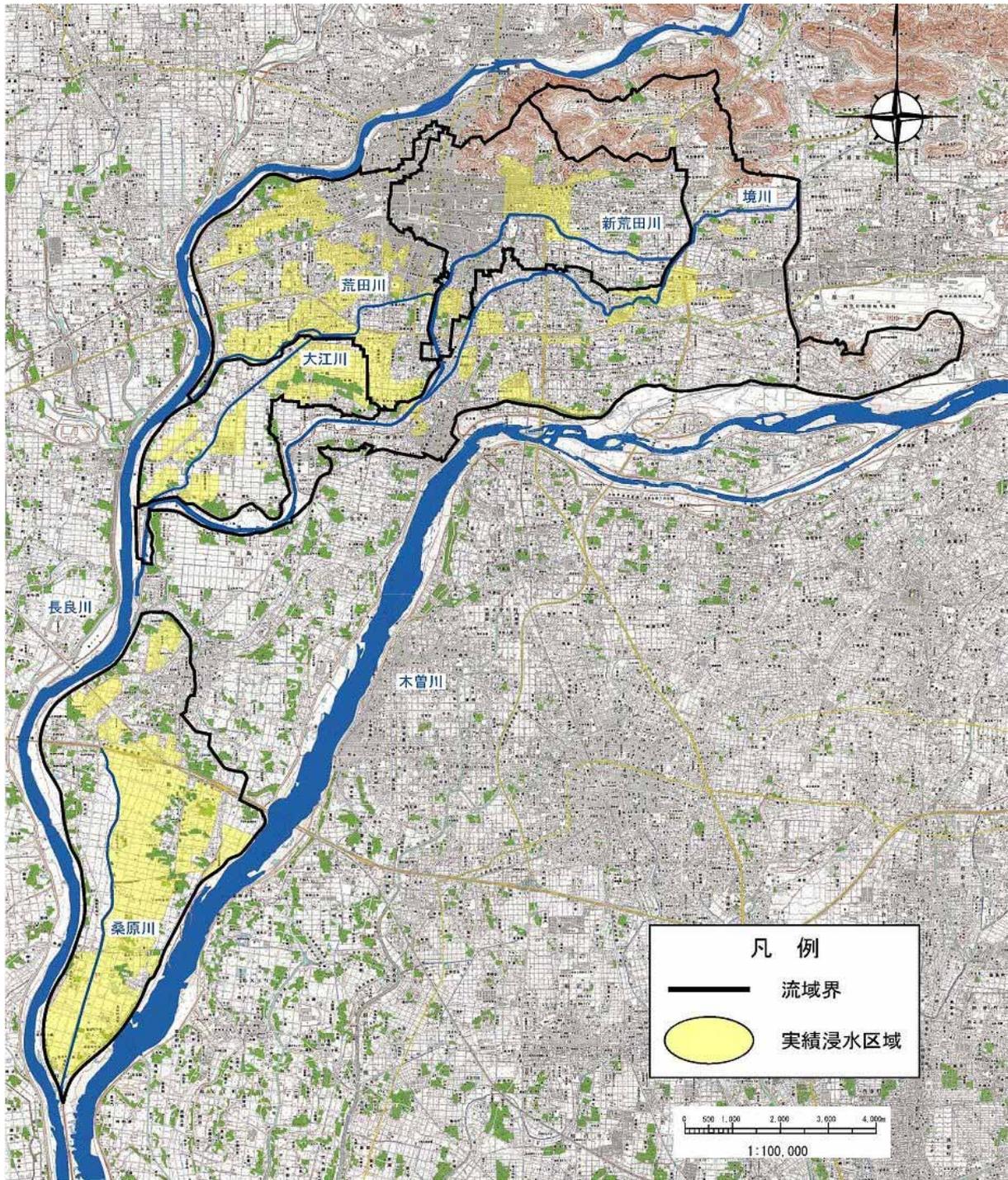


图 1.4 昭和 49 年 7 月洪水浸水実績図

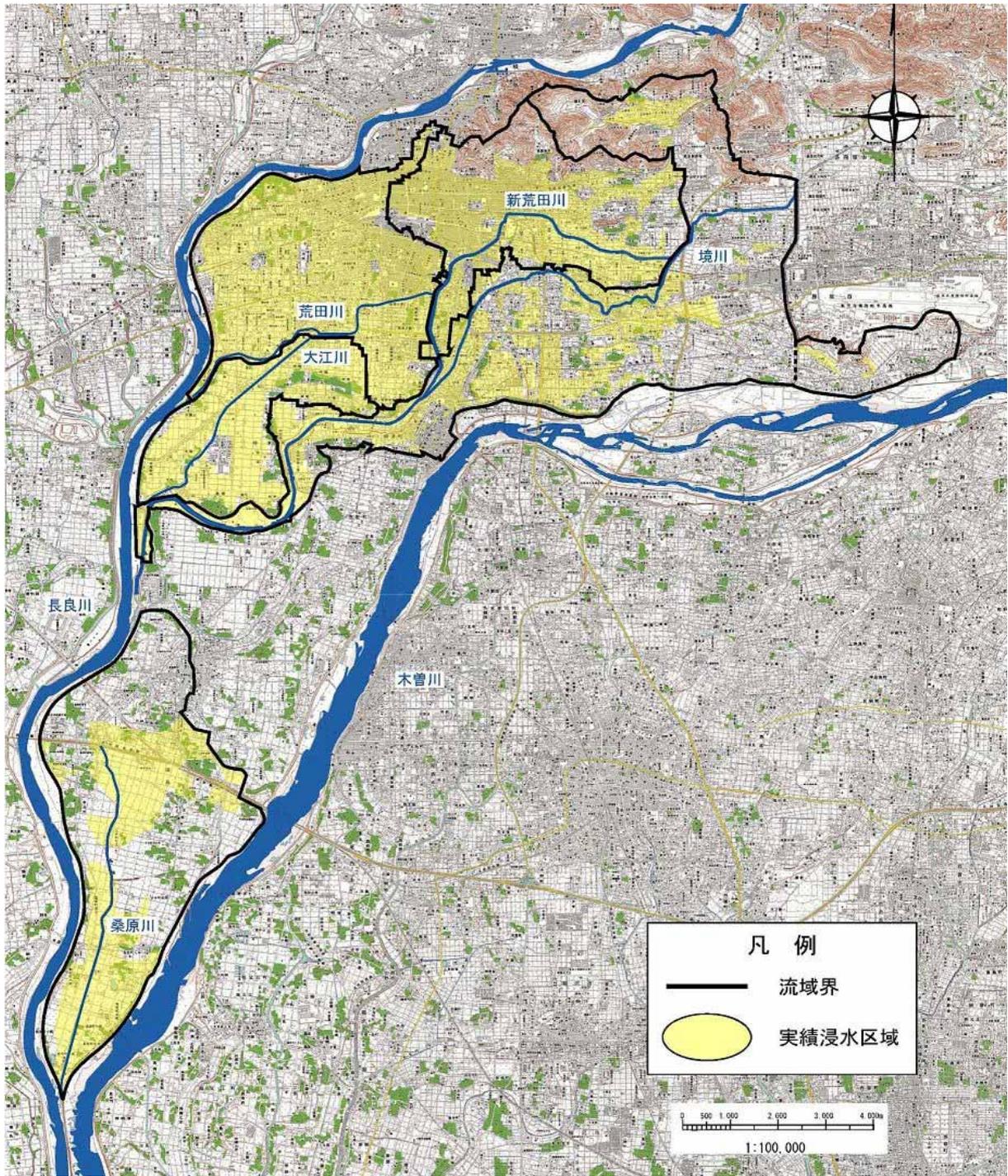


图 1.5 昭和 51 年 9 月洪水浸水実績図

(2) 戦後の治水事業の経緯

当圏域は、木曽川と長良川に挟まれており、勾配の緩やかな低平地である。このような地形条件を原因として、古くから洪水常襲地帯であったことが古文書や歴史書等から知ることができる。

圏域の河川が概ね現在のような形となったのは、天正 14 年（1586 年）の木曽川大洪水以後と言われている。それまで木曽川は現在の境川のあたりを流れていたが、村が流出するほどの激しい流れによって地形が大きく変わり、木曽川は笠松町で南に向きを変える現在の流路となったとされる。

圏域の河川は、その後も洪水のたびに流路を変えていたが、それに対する治水対策として、17 世紀半ばより「輪中」と呼ばれる堤防が築かれ、度重なる水害から低地にある家屋や田畑を守ってきた。

近世に至るまで、輪中はその機能を果たしてきたが、一方を盛土すれば他方が溢れるといった輪中相互の問題が発生し、この地域の一体的な治水事業が遅れる原因の一つとなっていた。

圏域の内水排除における抜本的な改良工事としては、新境川の開削と新荒田川・岩地川の開削が挙げられる。昭和 3 年から 5 年にかけて実施された境川排水改良第一事業では、当時の境川上流域とその内水を新たに放水路を開削して木曽川に放水する計画で、この開削された放水路が新境川である。次に、昭和 4 年から 8 年にかけて実施された境川排水改良第二事業では、当時の荒田川流域の上流部と中流部に放水路を建設し、新境川の開削により流域からの負担が減少した境川へ放水する計画で、この時建設された上流部放水路が岩地川で中流部放水路が新荒田川である。

戦後になると、境川では長良川の逆水を防止するための樋門設置や、河道掘削等に取り組んできたが、昭和 36 年 6 月の梅雨前線豪雨を受けて、内水排除対策の抜本的な検討を行うことになり、昭和 37 年～昭和 45 年に排水量を $35\text{m}^3/\text{s}$ とする排水ポンプ場の工事を実施した。その後も中小河川改修事業により整備を進めてきたが、昭和 51 年 9 月洪水の甚大な被害を受けて河川激甚災害特別緊急事業に採択され、河道改修と排水量を $40\text{m}^3/\text{s}$ とする内水排除事業を実施した。その後、昭和 63 年に総合治水対策特定河川事業として採択され、現在も河道掘削等の河川整備を実施している。

荒田川では、新荒田川・岩地川の開削後も河道改修に取り組んできたが、昭和 36 年 6 月洪水を受けて昭和 37 年から内水排除事業に着手し、排水量を $13\text{m}^3/\text{s}$ とする排水ポンプ場の整備を行った。その後も中小河川改修事業により整備を進めてきたが、昭和 51 年 9 月洪水の甚大な被害を受けて河川激甚災害特別緊急事業に採択され、河道改修と排水量を $20\text{m}^3/\text{s}$ とする内水事業を実施した。その後、流域の開発に伴う河川水質の悪化を改善するために、昭和 47 年～昭和 63 年に長良川の水を、境川を經由して荒田川に導水する河川浄化事業が実施され、導水に伴う河川流量の増加に対応する河道改修が実施された。

大江川では、昭和 44 年～昭和 49 年に湛水防除事業が実施され、それまで境川に合流していた河川を長良川に直接合流させ、長良川合流点の排水量を $10\text{m}^3/\text{s}$ とする排水ポンプ場を整備した。その後、昭和 51 年 9 月洪水の甚大な被害を受けて、境川に新たな排水ポンプ場を整備するのに合わせて境川と大江川の背割り堤を切り下げるとともに、長良川合流点の樋門の

改築を実施した。その後、平成 8 年に小規模河川改修事業（現：総合流域防災事業）として採択された。

桑原川は、桑原輪中の悪水排水路として誕生し、輪中堤の嵩上げと桑原川の改修を行ってきた。昭和 29 年～昭和 35 年に小規模河川改修浚渫工事として桑原川の流下能力増大を図ってきたが、昭和 36 年 6 月の梅雨前線豪雨で桑原川輪中地区の湛水が 10 余日間に及ぶ甚大な被害を受けて、昭和 43 年～昭和 45 年に排水ポンプ場を整備した。その後昭和 55 年から中小河川改修事業（現：総合流域防災事業）により河川整備を実施している。

圏域内の河川について昭和 30 年代以降の治水事業の経緯を表 1.2 と図 1.6 に示す。

表 1.2 治水事業の経緯

河川名	時期	事業内容
境川・新荒田川	昭和 39 年～昭和 45 年	境川排水ポンプ場工事
	昭和 42 年～昭和 62 年	中小河川改修事業 【境川】0.0k～17.0k【新荒田川】0.0k～8.5k 上記の内、【境川】0.0k～1.2k【新荒田川】4.6k～5.2k は昭和 51 年～昭和 55 年に河川激甚災害対策特別緊急事業により改修
	昭和 47 年～平成 9 年	河川環境整備河川浄化対策事業 【新荒田川】5.2k～8.5k
	昭和 61 年～現在	都市小河川改修事業 都市基盤河川改修事業 【新荒田川】3.2k～5.2k
	昭和 63 年～現在	総合治水対策特定河川事業 【境川】0.0k～16.8k【新荒田川】0.0k～3.2k
荒田川・論田川	昭和 39 年～昭和 45 年	荒田川論田川内水排除事業 荒田川論田川排水ポンプ場
	昭和 40 年～現在	中小河川改修事業 総合流域防災事業 【荒田川】0.0k～5.33k【論田川】0.8k～4.54k 上記の内、【荒田川】0.2k～2.8k【論田川】0.8k～1.9k は昭和 51 年～昭和 55 年に河川激甚災害対策特別緊急事業により改修
	昭和 47 年～昭和 63 年	河川環境整備河川浄化事業 【荒田川】5.33k～6.3k
大江川	昭和 44 年～昭和 49 年	湛水防除事業 排水ポンプ場新設、河道改修
	昭和 51 年～昭和 53 年	大江川樋門改修、背割り堤切り下げ、樋管工事
	平成 8 年～現在	小規模河川改修事業 総合流域防災事業 0.1k～2.2k
桑原川	昭和 29 年～昭和 35 年	小規模河川改修 浚渫
	昭和 42 年～昭和 45 年	局部改良事業 流末より名鉄竹鼻線まで浚渫工事
	昭和 43 年～昭和 45 年	内水排除事業 新桑原川排水ポンプ場
	昭和 46 年～昭和 54 年	河川修繕事業 名鉄竹鼻線から上流 7.6k までの浚渫工事
	昭和 55 年～現在	中小河川改修事業 総合流域防災事業 0.2k～7.6k

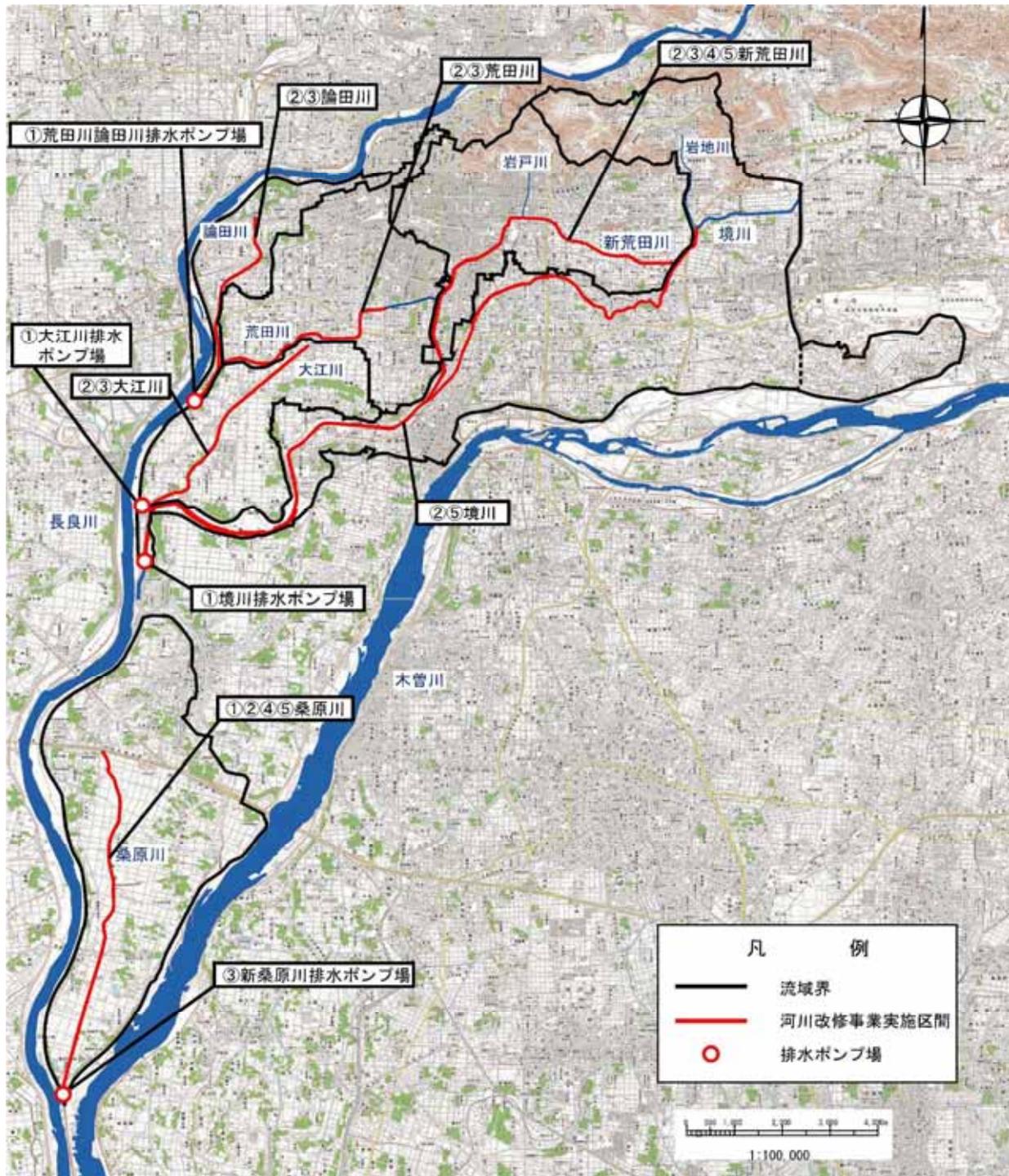


図 1.6 河川改修経緯位置図

(3) 重要水防箇所

洪水時に水防活動を重点的に行う必要のある箇所として、重要水防箇所を定めている。

平成 20 年度の岐阜県水防計画では、重要水防箇所として表 1.3、図 1.7、県重要水防工作物として表 1.4 のとおり定めている。

表 1.3 重要水防箇所

河川名	左右岸の別	地先名等	延長(m)
境川	右	羽島市 ^{あじかちやう} 足近町中島(栄川橋)から岐阜市 ^{ちややしんでん} 茶屋新田(境川橋)	2,600
	左	羽島市足近町坂井(栄川橋)から羽島市 ^{おくま} 小熊町西小熊(境川橋)	2,600
	左	羽島郡笠松町 ^{つきみ} 月美地内から柳津町地内を経て笠松町 ^{かどま} 門間まで	4,200
	右	岐阜市境川一丁目(下流 ^{うづら} 鶉地先まで)	800
	右	岐阜市鶉(鶉大橋上流 300m)	200
	右	岐阜市高田 3 丁目(野上島橋)から岐阜市上川手(中野畑)	3,800
	左	岐南町 ^{みやげ うまばし} 三宅(馬橋)から岐南町 ^{しもいんじき} 下印食(JR 橋)	2,400
新荒田川	右	岐阜市 ^{あかなべたつしん} 茜部辰新(茜部橋から境川合流点)	800
	左	岐阜市 ^{しんしよ} 茜部新所(茜部橋から境川合流点)	800
荒田川	右	岐阜市 ^{ろくじょうかただ} 六条片田から岐阜市 ^{すが やぶた} 須賀(藪田橋)	2,500
	左	岐阜市六条片田から岐阜市北鶉(総合学園前)	3,200

表 1.4 県重要水防工作物

河川名	左右岸の別	地先名等	種別
境川	左	羽島郡岐南町 ^{じやうしんぶん} 上心分	悪水樋門

出典：岐阜県水防計画（H20）

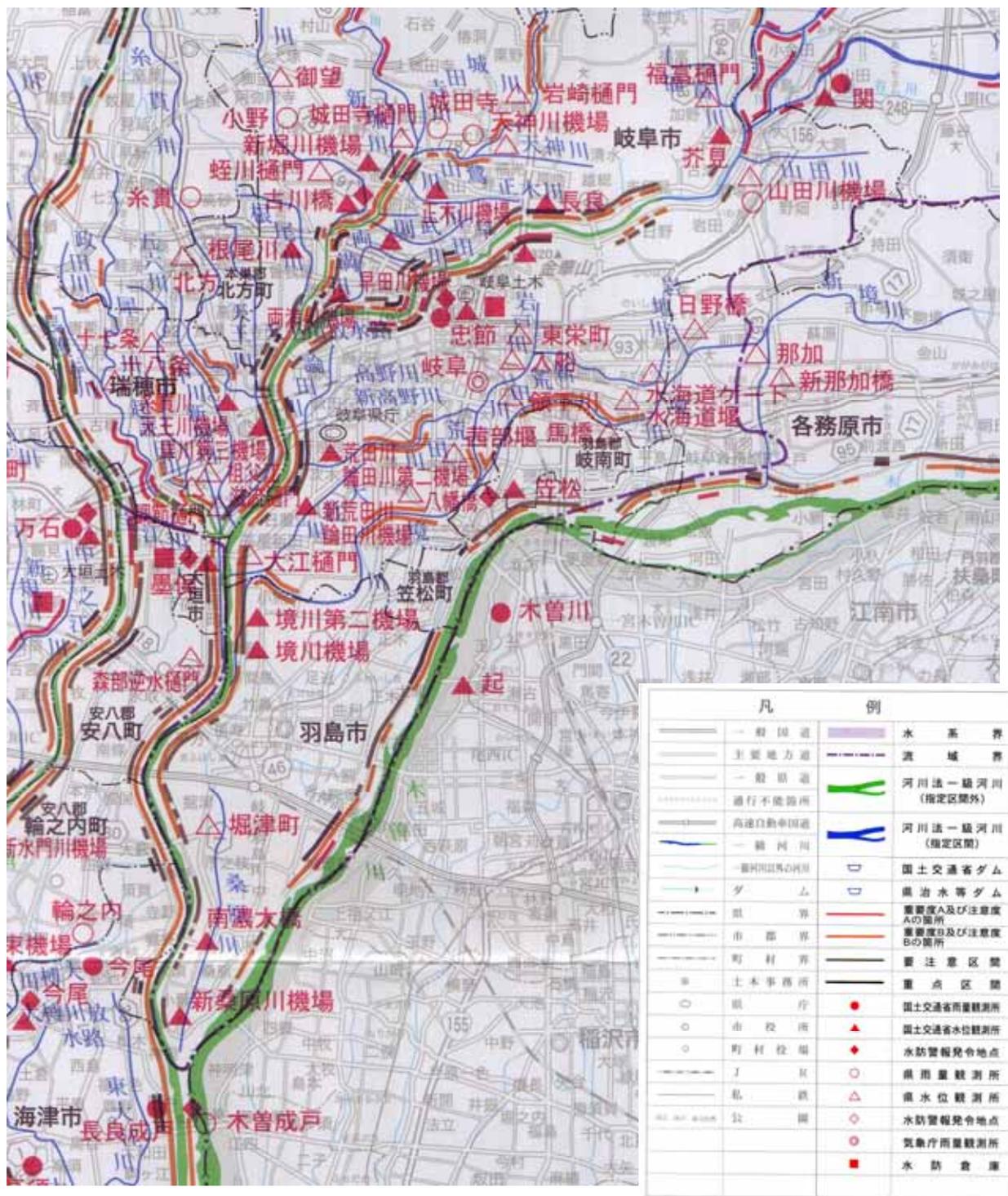


図 1.7 重要水防箇所

(4) 治水上の課題

当圏域では、前述のとおり治水対策を進めてきており、治水安全度は着実に向上してきているものの、近年でも浸水被害は後を絶たない。

境川・新荒田川では、昭和 51 年の豪雨被害を受けて排水ポンプ場を整備し、昭和 63 年から総合治水対策特定河川事業に着手して河道掘削、流域分離等の河川改修事業を進めてきた。

しかしながら、境川の上流及び新荒田川では、河川の断面が狭いことから、概ね 5 年に 1 度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない区間がある。また、総合的な治水対策として、治水施設の整備だけでなく流域貯留施設等の整備も推進しているが、市街化の進行に比べて流域対策の進捗が十分でない。

荒田川では、無堤区間が残っており、概ね 5 年に 1 度程度発生する洪水を安全に流下させることができない区間がある。

大江川では、全川にわたって改修が進んでおらず、概ね 5 年に 1 度程度発生する洪水を安全に流下させることができない。特に二本戸樋門が上流からの洪水の流下を妨げている。

桑原川では、改修が概ね完了しているが、概ね 5 年に 1 度程度発生する洪水を安全に流下させることができない区間が一部残っている。

1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

当圏域の河川水は、許可・慣行水利権合わせて 27 件設定されており、農業用水として、約 1,200ha に及ぶ耕地のかんがいに利用されている。また、各務用水や桑原用水、羽島用水のように、木曾川や長良川から取水した水も当圏域の農地のかんがいに利用されている。

一方、工業用水や水道用水については、圏域内の河川からの取水はない。

また、境川では、八幡橋で水位観測が行われており、平成 9 年から平成 19 年までの観測結果に基づく計算流量は、平均低水流量が $1.36\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渇水流量が $0.81\text{m}^3/\text{s}$ と見込まれる。

また、境川・新荒田川については、農業用水や降雨が少ない非かんがい期においては、流量が減少するため、長良川から $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 取水し、境川に $1.5\text{m}^3/\text{s}$ 、新荒田川に $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、荒田川に $0.2\text{m}^3/\text{s}$ 、導水する、浄化導水事業を行っている。

当圏域内の河川では、これまでに渇水等による重大な被害の報告は確認されていないが、流況の変化を監視していくことが必要である。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

(1) 動植物の生息・生育状況

当圏域は都市化が著しく、河道はコンクリート護岸等で整備されている区間が多く、流れが単調であるにもかかわらず、水辺に良好な自然がみられる箇所もあり、動植物の種類・生息数が豊富である。

圏域内の植物としては、境川の下流部に河川敷がみられるほかは概ね単断面となっていることから、河道内では沈水植物のヤナギモ、オオカナダモ、ハゴロモモ、マコモ、抽水植物のヨシ、オギ、湿性植物のヤナギタデ等、緩流域に生育する種がみられる。堤防を中心にセイタカアワダチソウ、ススキ、クズ、ネズミムギ、アキノエノコログサ、ヤブガラシ等、乾燥地や荒地に生育する種が多くみられる。境川や荒田川の下流には広い河川敷があり、河川敷上にヤナギ類、エノキ、ムクノキ等の木本類が生育し、河畔林を形成している。また、マダケによる竹林も形成されており、鳥類が休息場として利用している。貴重種としては、ミゾコウジュ、カワヂシャ、ミクリ属を確認している。

圏域内に広く生息している魚類は、フナ類、モツゴ等、緩流域を主な生息場とする種が多数確認された。貴重種としては、ハス、カワヒガイ、スジシマドジョウ小型種東海型、メダカを確認している。

圏域内に生息している鳥類は、水鳥が多く確認され、草地や樹林に生息する鳥類は少ない。貴重種としては、ヨシゴイ、チュウサギ、オオタカ、ウズラ、タマシギ、コアジサシ、アオバズク、サンショウクイを確認している。

圏域内に生息している昆虫類は多種多様であるが、河川に関わりが深いものとしては、ヨシ、ツルヨシ等が繁茂する水際植生では、ハグロトンボ、ギンヤンマ等を確認しており、クズ、セイタカアワダチソウ等の草本群落が広がる草地では、ナミアゲハ、モンシロチョウ等を確認している。

圏域内に生息している両生類・は虫類は、緩流域の水面等では外来種のアカミミガメを多く確認しており、河川周辺の農耕地や雑草地ではトノサマガエル、ヌマガエル等、クズ、セイタカアワダチソウ等の草本群落が広がる草地ではカナヘビ等を確認している。

圏域内に生息しているほ乳類は、河原の草地等を利用するモグラ類、イタチ類等を確認している。

圏域内に生息している外来種は、植物では、特定外来生物に指定されたオオキンケイギク（キク科）、アレチウリ（ウリ科）等 74 種、魚類では、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス（ブラックバス）、カムルチーの 5 種、両生類では、ウシガエル、アカミミガメの 2 種、ほ乳類では、ヌートリアの 1 種を確認しており、生態系への影響が懸念されている。

文献調査や現地調査により確認された貴重種を表 1.5 に示す。

表 1.5 圏域内の貴重種

区分	種名	調査資料		貴重種の選定基準	
植物	ミゾコウジュ			NT	NT
	カワチシャ			NT	
	ミクリ属			NT	VU
魚類	ハス			VU	
	カワヒガイ			NT	
	スジシマドジョウ小型種東海型			EN	DD
	メダカ			VU	
鳥類	ヨシゴイ			NT	DD
	チュウサギ			NT	NT
	オオタカ			NT	NT
	ウズラ			NT	
	タマシギ				NT
	コアジサシ			VU	VU
	アオバズク				NT
	サンショウクイ			VU	NT

調査資料

：平成 9 年度 境川多自然川づくり計画検討業務 平成 10 年 3 月 リバーフロント整備センター

：現地調査（平成 18 年、19 年）

選定基準

：環境省レッドリスト（維管束植物、維管束以外植物、魚類は平成 19 年 8 月、鳥類は平成 18 年 12 月に環境省から公表

EN：絶滅危惧 B 類 VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧

：岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 2001

VU：絶滅危惧 類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

(2) 河川ごとの特徴

境川の下流（0.0k～9.2k）には、広い河川敷に耕作地やゴルフ場、公園整備が行われており、低水護岸から高水護岸にかけてオギ、セイタカアワダチソウ、クズ、メダケ等を確認している。全体的に緩流域になっており、河道内には沈水植物であるヤナギモ・オオカナダモ群落、水際にはヤナギタデ、ヨシ群落が確認されている。緩流域を好むフナ類やモツゴ、タモロコを多く



図 1.8 (1) 境川 6.5k 付近

確認しているが、外来種のカダヤシやオオクチバスも確認している。

中流(9.2k~16.0k)も緩流域となっているが、川幅は狭くなり、河川敷のある場所は少なく、単断面の形状が多く、周辺は市街地となっている。流路内には沈水植物のヤナギモ・オオカナダモ群落、水際にはヨシ、ツルヨシ、クサヨシ、マコモ等を確認している。堤防上ではオギ、セイバンモロコシ、アキノエノコログサ、アキメヒシバ、セイタカアワダチソウ等を確認している。水際にオイカワやカマツカを確認している。

上流(16.0k~20.4k)になると川幅はかなり狭くなるが、一部瀬や淵がみられる。流路内には沈水植物のヤナギモ・オオカナダモ群落が確認され、水際や浅い場所にはツルヨシ、マコモ、堤防上はコセンダングサ、セイタカアワダチソウ、クズ等を確認している。上流でも中下流と同じくオイカワ等を確認している。

新荒田川の下・中流(0.0k~4.9k)には、一部瀬がみられるものの全体的に緩流域であり、護岸タイプはほとんどコンクリート護岸となっているため、堤防上端付近を中心に、セイタカアワダチソウ、カナムグラ等が部分的に確認している。流路内には沈水植物のヤナギモ・オオカナダモ群落が繁茂している。緩流域を好むフナ類、オイカワ、モツゴ等がみられる。

上流(4.9k~8.4k)になると川幅が狭く水路の様相を呈している。河道内にヤナギモ・オオカナダモ群落、ツルヨシ、マコモ等が繁茂している。水草の繁茂している場所はオイカワ、タモロコ等の生息場所になっている。

荒田川の下流(0.0k~3.3k)は緩流域となっており、河川敷にクズ、セイタカアワダチソウ等が繁茂している。河道内にはマコモやヨシ等を確認している。オイカワ、モツゴ、タモロコ等岐阜県内で比較的好くみられる魚類を確認している。



図 1.8(2) 境川 14.4k 付近



図 1.9(1) 新荒田川 1.1k 付近



図 1.9(2) 新荒田川 7.4k 付近



図 1.10(1) 荒田川 2.8k 付近

中流(3.3k~5.3k)になると次第に川幅は狭くなり、水際まで植生が繁茂している場所が多くみられる。水際にヨシ群落が確認されている他、河川敷にはオギ、セイタカアワダチソウを確認している。下流と同様にオイカワ等を確認している。

上流(5.3k~6.4k)になると川幅は非常に狭くなり、水路の様相を呈している。堤防斜面にススキ群落やサクラの植林がみられる。外来種では、アカミミガメやヌートリアを確認している。

大江川は緩流域となっており、下流の一部区間を除けば川幅は狭く、水路状となっている。河川敷はほとんどみられず、水際に一部ツルヨシがみられるほかは全体的に植生は少ない。緩流域を好むフナ類やモツゴを確認している。

桑原川は、名神高速道路付近で水際までヨシやオギが繁茂している以外は概ね直線化された水路状の河川であり、河道内に植生はみられない。堤防斜面や堤防上端にセイタカアワダチソウやススキ等を確認している。ボラやニゴイ、ギンブナ等岐阜県内によくみられる魚類を確認しているほか、河川に関わりの深いカワウやカワセミが採餌場としている。



図 1.10 (2) 荒田川 5.2k 付近



図 1.11 大江川 2.5k 付近



図 1.12 桑原川 4.5k 付近

(3) 水質の現況

当圏域内の河川について水質汚濁に係わる環境基準の水域類型をみると、境川が新荒田川合流点上流において平成 15 年度より D 類型（それ以前は E 類型）、その下流において平成 19 年度より C 類型（それ以前は D 類型）、荒田川が B 類型、桑原川が C 類型に指定されている。

代表的な水質指標である BOD について、近年の水質調査結果を図 1.13 に示す。平成 9 年からの推移を調べると、境川、荒田川では環境基準値を下回っており、概ね良好な状況にある。桑原川では、以前は環境基準値を上回っていたが、近年は環境基準値前後であり、今後も引き続き水質改善が望まれる。

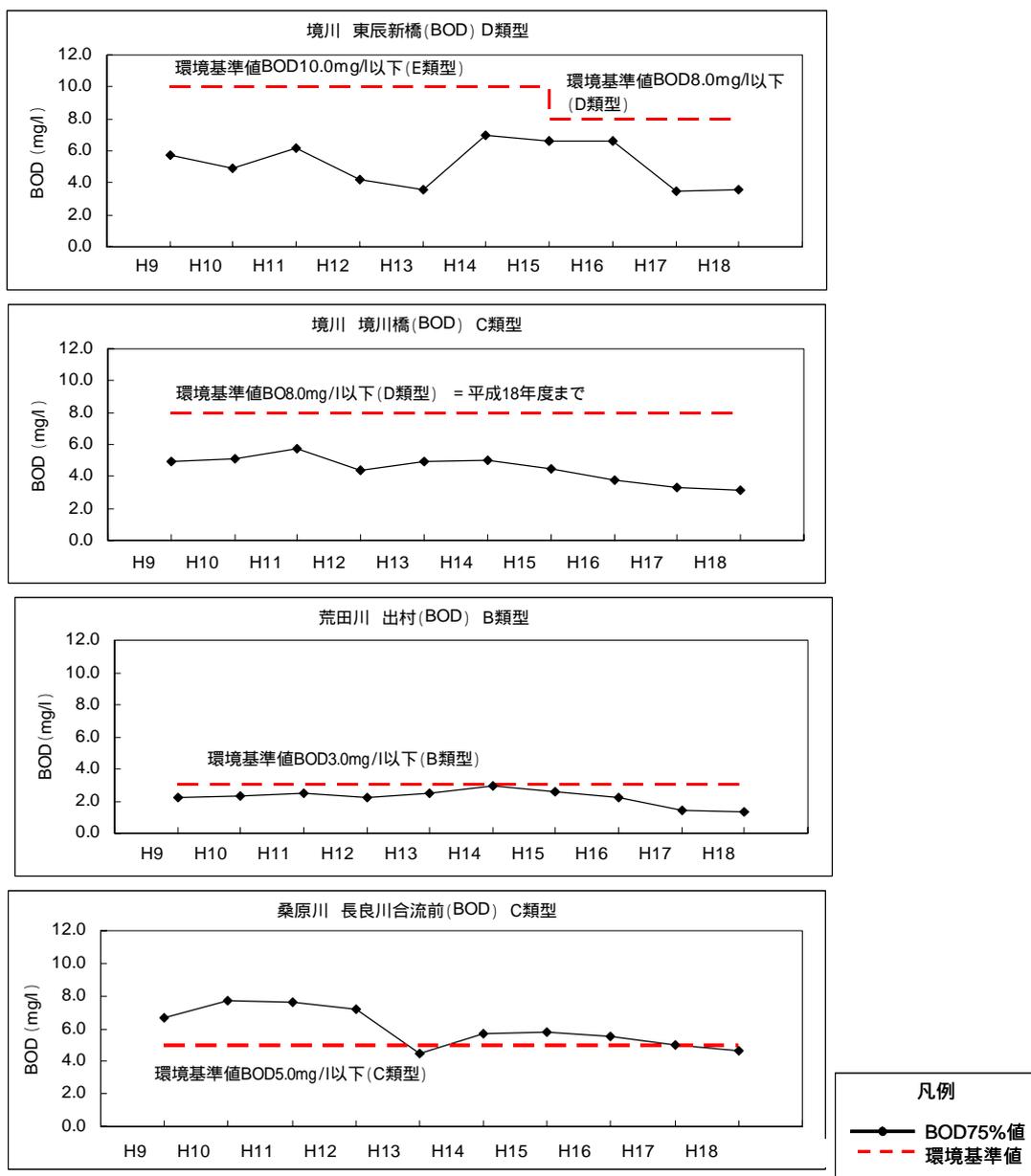


図 1.13 環境基準地点における水質調査結果 (BOD75%値) の推移

参考資料：平成 9 年度～平成 18 年度岐阜県の公共用水域及び地下水の水質調査結果報告書

(4) 自然景観、文化財、観光資源の概要

当圏域にある史跡は、5世紀の古墳時代に築造された琴塚古墳等が最古のものであり、その後の時代になると室町・安土桃山時代から江戸時代にかけて建立された神社仏閣や城跡、戦国武将にまつわる碑や墓地等が数多くみられる。

また圏域内を中山道が東西に横断しており、圏域内にあった加納宿は美濃十六宿のなかで最大の宿場であった。戦災等によって宿場の風情は姿を消したが、往時の面影をしのぶ遺構も残されている。

このように当圏域は、古代中世を通じて、戦略や交通の要衝であったことを背景に人や物、文化の交流が盛んになり、後の文化財となるようなものが有形無形を問わず数多く残されている。現在の圏域の発展は、このような歴史的背景が基礎にあるものと言える。

規模の大きなイベントや祭りなどで利用されている長良川が近くを流れていることから、圏域の河川では、規模の大きなイベントや祭り等はあまり行われていない。そのかわりに川と住居の距離が近いこと、散策や釣りをする光景が多くみられることから、都市部にわずかに残る貴重な自然やオープンスペースとして多くの住民に利用されている。同様に岐阜城のある金華山一帯も都市部近郊に残る貴重な自然として、圏域を代表する観光スポットの一つであると同時に市民の憩いの場となっている。

年中行事として圏域内で催されるイベントや祭りには、伝統的なものや歴史上の人物にまつわるもの、あるいは市町指定の天然記念物を中心にしたものが多く、圏域の歴史や文化を感じることができる。代表的なものには岐阜市「岐阜まつり・道三まつり」「信長まつり」、奇祭として有名な「手力の火まつり」、各務原市「桜祭り」、羽島市「美濃竹鼻ふじまつり」等が挙げられる。

主な文化財には、国指定の史跡「琴塚古墳」があり、県指定の重要無形民俗文化財「伏屋の獅子芝居」「円城寺の芭蕉踊り」「笠松の奴行列」や県指定の天然記念物「竹鼻別院のフジ」等が挙げられる。

一方、木曾川・長良川に挟まれるという圏域の成り立ちから、治水に関する碑や遺物、遺跡等もみられ、先人たちの治水に関する努力、工夫が称えられている。これらの治水に関する碑のなかには、「畑繁太神宮」や「江吉良清江寺薩摩工事義歿者墓」のように文化財に指定されているものがある。

なお、圏域内には、国立公園、国定公園、県立公園に指定された地域はない。

自然景観、文化財、観光資源の位置を図 1.14 に示す。

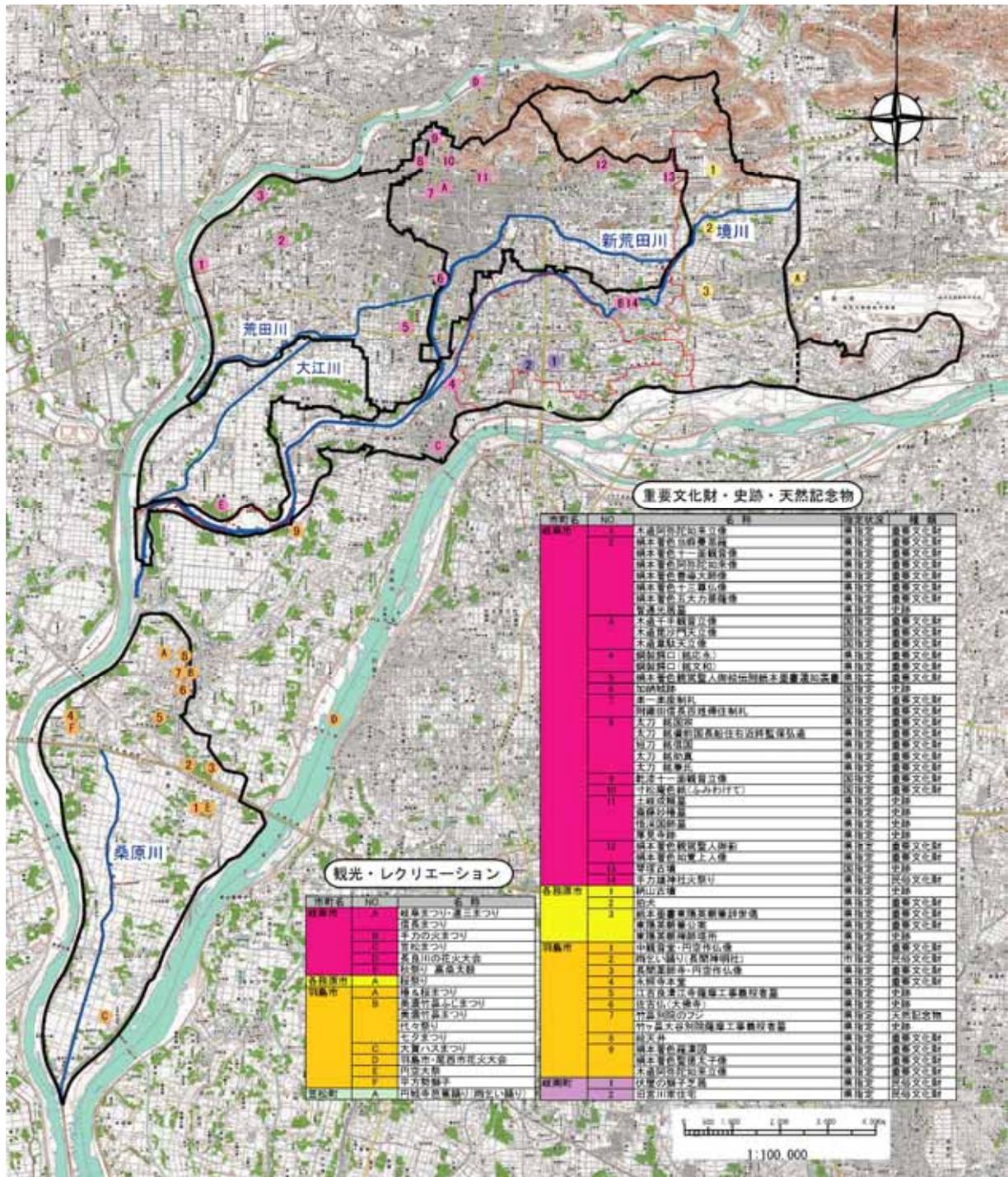


図 1.14 自然景観、文化財、観光資源



琴塚古墳



加納城跡



岐阜祭り・道三祭り

1.3 河川整備に関する住民意見

河川整備計画への住民意見の反映のため、境川圏域では住民アンケートを実施するとともに、平成 13 年より「境川圏域未来の川づくりワークショップ」と題した地域住民参加による川づくり会議を行った。

平成 11 年 3 月に実施したアンケートでは、洪水に対する安全性について、安全と考えている人の割合が最も高い論田川でも約 65%であることから、圏域内では洪水に対し不安を感じている人が多い。また、汚い川という印象が強く、きれいな水を求める声が強。河川整備の要望としては、災害の防止を前提として、自然環境、景観に配慮した川づくりを望む声が多い。

境川、新荒田川、荒田川では、「境川圏域川づくりワークショップ」で川づくりへの提言がまとめられた後、平成 14 年から年に数回「境川ワークショップ」「新荒田川ワークショップ」「荒田川ワークショップ」を開催している。桑原川、大江川では、平成 13 年より「桑原川地域検討会」、「大江川地域検討会」を開催し、関係住民の意見を聴取している。これらの住民意見聴取の活動状況を表 1.6 に示す。

表 1.6 (1) 住民意見聴取の活動状況

会議の名称	開催日	会議内容
住民アンケートの実施	H11.3	・実施対象地域：5,000 部配布 境川、論田川、荒田川、新荒田川、桑原川流域住民
境川圏域川づくりワークショップ	H13.3	第 1 回 ワークショップの目的や進め方についてのオリエンテーション
	H13.4	第 2 回 対象 5 河川(境川・新荒田川・大江川・荒田川・論田川)の現地調査
	H13.5	第 3 回 現地調査の結果を踏まえた好きなところ、嫌いなところ、わからないところに関する議論
	H13.6	第 4 回 川づくりの目標となる検討テーマの設定
	H13.7	第 5 回 川の生き物観察会、川づくりの目標を達成するためのアイデアについての議論
	H13.8	第 6 回 治水の考え方と治水計画の説明
	H13.9	第 7 回 川づくりの具体化のための現地調査
	H13.11	第 8 回 これまでの議論と現地調査に基づく川の未来像の具体化
	H13.12	第 9 回 「未来の川づくりワークショップからの提言」最終案の取りまとめ
	H14.1	第 10 回 「未来の川づくりワークショップからの提言」報告

表 1.6 (2) 住民意見聴取の活動状況

会議の名称	開催日	会議内容
境川ワークショップ	H14 年度 (9 回開催)	境川中下流部(鶉地区) 多自然公園の現地調査、整備計画の検討 境川中流部(清六橋～厚見地区) 現地調査
	H15 年度 (9 回開催)	境川中流部(清六橋～厚見地区) 現地調査、整備計画の検討、鶉地区野鳥調査
	H16 年度 (5 回開催)	境川中流部(東川手付近) 外輪橋周辺の有効利活用の検討、水質調査
	H17 年度 (4 回開催)	境川流域の環境調査(上流部の植生・魚類・水質調査)
	H18 年度 (3 回開催)	境川流域の環境調査(中流部の植生・魚類・水質調査)
	H19 年度 (4 回開催)	境川流域の環境調査(下流部の植生・魚類・水質調査) 多自然公園「鶉公園」の整備に対しての現地確認
新荒田川ワークショップ	H14 年度 (8 回開催)	最上流部、入舟地区(開かずの樋門)の整備計画の検討
	H15 年度 (6 回開催)	新荒田川中流部(華陽地区) 親水施設 2 箇所の現地調査、整備計画の検討
	H16 年度 (5 回開催)	新荒田川中流部(華陽地区) 下親水施設の現地確認、整備計画の検討
	H17 年度 (5 回開催)	新荒田川中流部(華陽地区) 上親水施設の現地確認、整備計画の検討、親水施設の清掃活動
	H18 年度 (6 回開催)	新荒田川中流部(華陽地区) 親水施設の維持管理の検討、清掃活動
	H19 年度 (6 回開催)	新荒田川中流部(華陽地区) 親水施設の維持管理の検討、清掃活動、水質調査
荒田川ワークショップ	H14 年度 (8 回開催)	荒田川全体の現地視察、問題点の抽出、必要施策の順位付け、導水視察、清掃活動
	H15 年度 (9 回開催)	親水公園計画の立案、階段設置計画の立案、清掃活動
	H16 年度 (5 回開催)	部員での島づくり、水質調査、魚類調査、清掃活動
	H17 年度 (4 回開催)	水質調査、魚類調査、清掃活動
	H18 年度 (3 回開催)	水質調査、魚類調査、参考河川の視察、清掃活動
	H19 年度 (4 回開催)	水質調査、魚類調査、親水公園計画、清掃活動

表 1.6 (3) 住民意見聴取の活動状況

会議の名称	開催日	会議内容
大江川地域検討会	H15.1～H16.3 (8回)	「大江川川づくり検討委員会」 大江川最下流部の川づくりにおける環境整備と 保全についての提言を受けた
	H20. 2. 4	第 1 回 地域検討会開催の目的、流域の概要、 大江川の現状、過去の検討会の概要、河川整備 計画の概要、意見交換
	H20. 3.11	第 2 回 前回意見に対する対応
桑原川地域検討会	H13. 3.28	第 1 回 流域の概要、歴史文化、水害の状況、 アンケート結果、意見交換
	H13.10.12	第 2 回 河川整備計画の目的、洪水被害が起こ る理由、桑原川における流域対策、今後の河川 整備のあり方、意見交換
	H20. 1.31	第 3 回 地域検討会開催の目的、流域の概要、 桑原川の現状、過去の地域検討会の概要、河川 整備計画の概要、意見交換
	H20. 3.19	第 4 回 前回意見に対する対応



境川ワークショップの開催状況



荒田川ワークショップの開催状況



第 3 回桑原川地域検討会 (羽島市)



第 1 回大江川地域検討会 (岐阜市)

次に、境川・新荒田川ワークショップ、荒田川ワークショップ、大江川・桑原川地域検討会等において得られた地域住民の意向と対応方針を表 1.7 に示す。

表 1.7 (1) 地域住民の主な意見と対応方針 (境川ワークショップ)

河川名	地域住民意見	対応方針	
境川	治水	・集中豪雨に備えて川幅を広げてはどうか。	・河川整備計画では、河道を拡幅し、流下能力を上げ、治水安全度を向上させる。
		・川が増水した時に情報が発信できるようにしてほしい。	・洪水、水害に関する情報の質の向上や河川情報システムの適正な維持管理と更なる充実を図る。
		・遊水地帯がどんどん少なくなっていく。市街化や開発を抑制する対策を実施しないのか。	・市街化の進行に伴う流出量の増加を防ぐため、関係機関と連携し、遊水区域の保全に努める。
	環境	・多自然公園整備計画について、H13 でとりまとめた提言書に基づき、整備方針や構想を検討していきたい。	・ワークショップ内で現地調査・検討を重ね、構想案をとりまとめる。 ・今後は、ワークショップでの構想案を元に関係機関や地域住民と連携を図りながら整備を進める。
		・河川改修等整備をしていく中で、治水面にも対応した親水性・自然再生等を考慮した公園整備としていきたい。	・公園整備について、ワークショップの中で要望・意見等を抽出し、関係機関や地域住民と連携を図りながら整備を進める。
		・防災の歴史の保存、既存の樹木等の保全や親水性があり、環境学習の場となる施設や護岸整備が出来ないか。	・関係機関や地域住民と連携を図りながら適正な河川利用の設定・整備を行う。
		・道路整備・護岸整備に伴い、余剰地となりそうなスペースに親水性や憩いの場的なポケットパークの構想は出来ないか。	
		・水質調査を実施してみて、よりきれいな川にしていくにはどうしたらよいか。	・川にゴミを捨てない、汚水を川に流さないよう関係機関や地域住民と連携を図りながら、水質の維持向上に努める。
		・昔の川のように多種多様な生き物が棲めるような川にはどうすればよいか。	・現況の河床形状を考慮した形状の計画とするなど生態系に配慮した多自然川づくりを進め、河川環境の保全を図る。

表 1.7(2) 地域住民の主な意見と対応方針(新荒田川ワークショップ・荒田川ワークショップ)

河川名	地域住民意見		対応方針
新荒田川	環境	・今後改修が必要な中流区間について H13 でとりまとめた提言書に基づき、整備方針を協働で検討していきたい。	・ワークショップで現地調査・検討を重ね、構想案をとりまとめる。 ・今後は、ワークショップでの構想案を元に、関係機関や地域住民と連携しながら整備を進める。
		・最上流部については、昔は蛸が棲めるような地域であったが、再生は出来ないのか。	・新荒田川の上流部については、現時点では非かんがい期に水量が少なく、蛸やその餌となるカワニナの生息が難しい。今後は、関係機関等と検討する。
		・華陽・五坪地区の護岸改修整備計画について、部会メンバー及び地域住民として、親水性があり、水質浄化等を考慮した整備計画としたい。	・関係機関や地域住民と連携を図りながら、適正な河川利用の設定・整備を行う。
		・親水施設及び護岸整備について、検討をしていきたい。 ・パーゴラ・ベンチ・デッキスペース等を設置した親水性・景観性を考慮した施設としたい。	
	維持管理	・地域住民と協働による河川清掃活動へと進めていきたい。	・清掃活動にイベント的要素を組み入れるなど、気軽に参加しやすい工夫をし、地域住民と協働し、維持管理を行う。
		・華陽地区に施工された上下流部親水施設について、今後の維持管理をどの様に進めていくのか。	・関係機関や地域住民との連携を図りながら適切に進める。
荒田川	治水	・中流域においては治水が特に問題である。	・河川整備計画では、無堤区間の築堤により治水対策を実施する。
	環境	・最上流部に管理用の階段が少ない。	・関係機関や地域住民と連携を図りながら、適正な河川利用の設定・整備を行う。
		・親水施設がほしい。	
		・水を流したい。	・現在実施している浄化導水事業を含め、適正な流量維持のために関係機関と連携していく。
	・ゴミをなくしたい。	・ゴミ捨て防止の啓発看板等の設置や監視体制の強化について、関係機関や地域住民と連携しながら進める。	

表 1.7 (3) 地域住民の主な意見と対応方針 (大江川・桑原川地域検討会)

河川名	地域住民意見		対応方針
大江川	治水	<ul style="list-style-type: none"> ・最下流には排水ポンプ場があるが、二本戸樋門が河積を阻害し、排水に影響があるため、樋門の撤去も含め下流部の早期改修を進めて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画において二本戸樋門の撤去とその下流の河道改修を行い、流下能力の向上を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・河床を下げるといった考え方はできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画では、河道を拡幅し、流下能力の向上を図る。将来的には河床掘削を行い、治水安全度を向上させる。
		<ul style="list-style-type: none"> ・護岸整備は後回しでもいいので河道拡幅を優先して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な整備手法については、暫定掘削も含め早期に河道改修が進むよう検討する。
桑原川	治水	<ul style="list-style-type: none"> ・河道改修は下流からやらなければ効果がないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則下流から整備を進めているが、用地買収が困難な箇所については未改修となっている。河川整備計画では、全ての区間の整備を行い、流下能力の向上を図る。
		<ul style="list-style-type: none"> ・水田への貯留について理解できるが、通学路等の生活道路が冠水しないよう高くできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画では、対象降雨に対し水田への貯留のみを考慮しており、道路は冠水しません。
	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防上に災害時の非常食となるような植物を植えられないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理上、堤防に影響を与える植物を植えることは困難です。

2. 河川整備の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、当圏域内の一級河川の県管理区間全てとし、その区間を表 2.1 に示す。
計画対象期間は概ね 30 年間とする。

表 2.1 計画対象区間

河川名	区間		河川延長 (m)	指定年月日 告示番号
	起点	終点		
桑原川	羽島市舟橋町出須賀 2 丁目 59-1 番地先 同市同町同 4 丁目 57 番地先	長良川合流点	8,444	S40.3.24 政令第 43 号
境川	各務原市那加東野町 2 丁目 21 番地先 同市同町 2 丁目 58 番地先	長良川合流点	22,891	S40.3.24 政令第 43 号
新荒田川	各務原市那加岩地町字宮西 129 番の 1 地先 同市同町同 129 番の 3 地先	境川合流点	11,149	S40.3.24 政令第 43 号 変更 S42.5.25 第 75 号
岩戸川	岐阜市塩町 2 丁目 1 番地先 同市同 1 丁目 20 番の 2 地先	新荒田川 合流点	1,000	S40.3.24 政令第 43 号 変更 S42.5.25 第 75
岩地川	岐阜市日野南 6 丁目 4 番の 11 地先の 浄化用水導路の開渠部	境川合流点	2,366	S42.5.25 政令第 75 号 変更 S60.4.6 第 758 号 変更 H10.4.9 第 1147 号
大江川	岐阜市鶉字大尻 4255 番の 1 地先	長良川合流点	11,269	S40.3.24 政令第 43 号
荒田川	岐阜市茜部字船田 172 番地先 同市下川手字掛木 2392 番の 1 地先	長良川合流点	6,400	S40.3.24 政令第 43 号
論田川	岐阜市鏡島菖蒲池 2970 番地先	荒田川合流点	2,680	S40.3.24 政令第 43 号 変更 S57.4.6 第 1003 号

2.2 河川整備計画の目標

2.2.1 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する事項

県が管理する8河川の内、過去の浸水被害、現在の治水安全度、はん濫区域内の人口資産等を総合的に勘案し、境川、新荒田川、荒田川、大江川、桑原川において、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図るために、治水整備を実施する。

境川、新荒田川、荒田川、大江川及び桑原川について、概ね5年に1度程度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることを目標とする。

なお、境川、新荒田川については、関係機関と連携し、新規開発地における貯留施設の設置及び市街化調整区域の保持や遊水機能の確保等、総合的な治水対策を推進することにより、洪水の防止又は軽減を図る。

また、桑原川については、関係機関と連携し、市街化調整区域の保持や遊水機能の確保を図り、洪水の防止又は軽減を図る。

2.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

当圏域内の河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために、取水実態や流況等を把握し、適切な水利用が図られるよう、関係機関や圏域内の住民と連携して、流域全体における流況の改善に努める。

また、流水の正常な機能を維持するための必要な流量については、今後流況の把握を行うとともに、動植物の生息・生育環境や取水実態等の把握を行い、設定に努めるものとする。

2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

現在の河川が有している河川環境を維持すべく、現況河道の改変を最小限に抑えるとともに、貴重な瀬・淵ならびに河川敷に展開する自然環境の保全に努める。やむを得ず大きく改変する場合には、動植物の生息・生育環境にできるだけ配慮する。

また、河川空間が地域住民に潤いのある生活を与え、子供達などの教育の場として利用されるために、親水性に配慮した工法による整備を行い、河川空間の利用向上に努める。

河川の水質については、関係機関や地域住民等の協力の下、維持・向上に努める。

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

3.1.1 河川工事の目的及び施行の場所

境川、新荒田川、大江川、荒田川、桑原川は、概ね5年に1度程度発生するおそれのある洪水を安全に流下させることができるよう、改修工事を施行する。(図 3.1(1)～(4))

工事施行区間と施行内容を表 3.1 に示す。

表 3.1 河川工事施行区間及び施行内容

河川名	施行区間		区間延長	施行内容
	起点	終点		
境川	長良川合流点	各務原市那加山後町	約 17.9km	用地買収、河道掘削、護岸工、築堤、中堤撤去、橋梁架替、流域分離
新荒田川	境川合流点	岐阜市茜部辰新	約 0.5km	用地買収、河道掘削、護岸工、堰改築、築堤、洪水調節池
	岐阜市田神(右岸) 岐阜市上川手(左岸)	岐阜市入舟町(右岸) 岐阜市石長町(左岸)	約 0.5km	
荒田川	岐阜市六条大溝(右岸) 岐阜市中鶉(左岸)	岐阜市六条片田(右岸) 岐阜市茜部中島(左岸)	約 1.9km	用地買収、河道掘削、護岸工、築堤、橋梁架替
大江川	長良川合流点	岐阜市日置江	約 0.8km	河道掘削、護岸工、二本戸樋門撤去
桑原川	羽島市上中町午北	羽島市江吉良町	約 0.8km	用地買収、河道掘削、護岸工、築堤、橋梁架替

流域分離：各務原市前渡地区を境川流域から新境川流域に分離すること

3.1.2 河川工事の種類

(1) 河川改修

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、河道掘削、築堤等を実施する。

河川工事により改築が必要な堰等の施設については、河川工事を進めていく中で、随時関係機関と協議し、従前と同様の取水等が可能となるよう機能補償を行い、工事は既得水利の取水に影響が無いよう実施する。

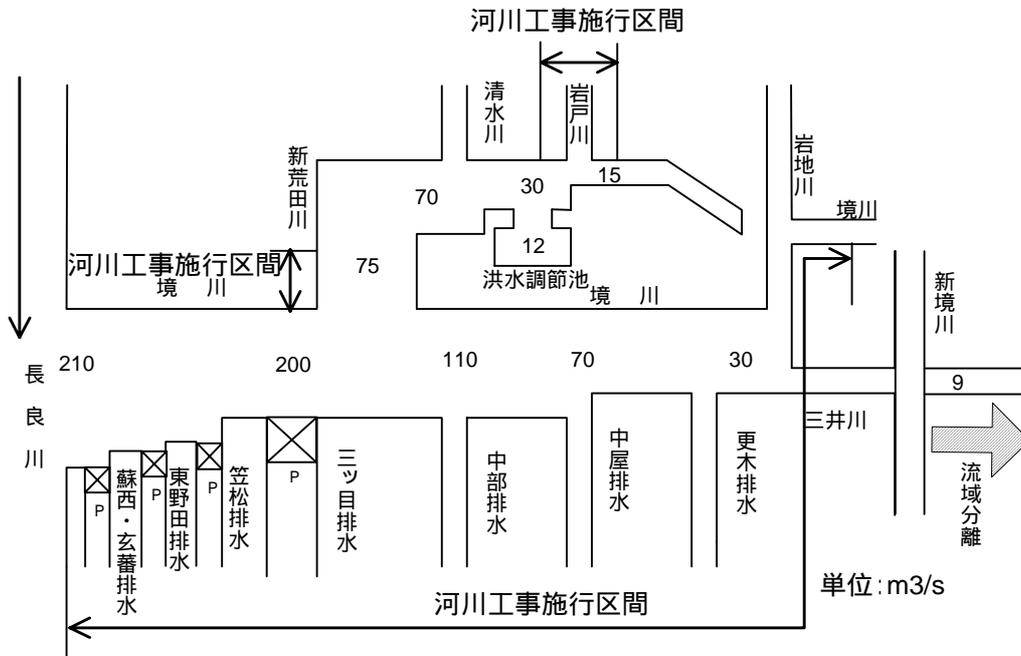
なお、工事の施行に先立ち、貴重種が生息している場合や、学識者からの助言がある場合などは、必要に応じて環境調査を実施し、河川環境の把握を行うとともに、学識者及び地域住民、岐阜県自然工法管理士¹等の意見を聞き、水生生物の保護、在来植生の回復、岐阜県自然共生認定工法²の活用など河川環境の保全や再生に努める。

次に、河川ごとの具体的な河川工事の内容を記述する。

境川・新荒田川

境川の下流については、大江川との中堤を撤去し、流下能力の増大を図る。上流の未改修区間については、河道掘削、築堤、橋梁架替等を行い流下能力の増大を図る。また、各務原市前渡地区の境川流域からの流域分離を完成させる。

新荒田川の河川改修にあたっては、河道掘削、護岸工等を実施し、流下能力の増大を図る。



洪水調節施設の値は基準地点（長良川合流点）での値

図 3.1 (1) 境川・新荒田川流量配分図

荒田川

荒田川の河川改修にあたっては、築堤、護岸工、橋梁架替等を実施し、流下能力の増大を図る。

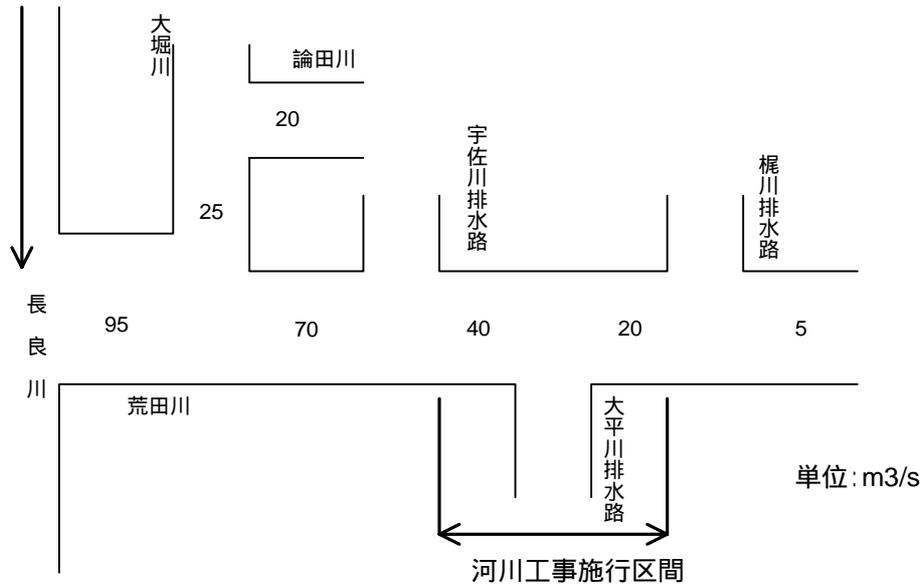


図 3.1 (2) 荒田川流量配分図

大江川

大江川の河川改修にあたっては、河道掘削、護岸工等を実施し、流下能力の増大を図るとともに二本戸樋門の撤去を行う。

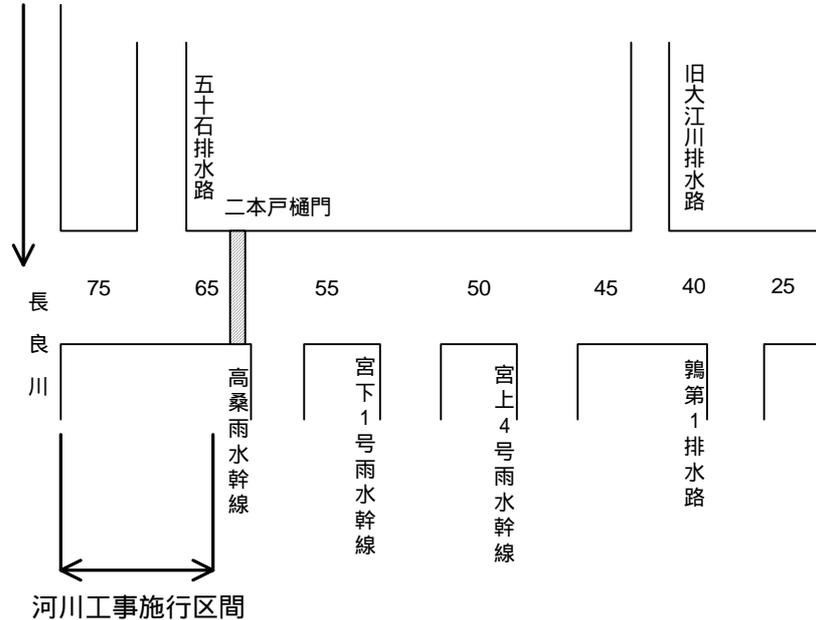


図 3.1 (3) 大江川流量配分図

桑原川

桑原川の河川改修にあたっては、河道掘削、護岸工、橋梁架替等を実施し、流下能力の増大を図る。

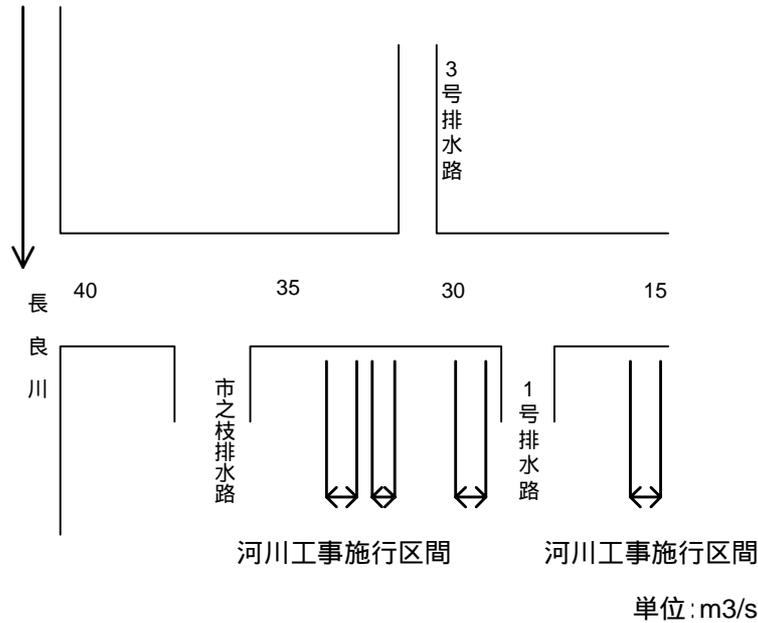


図 3.1 (4) 桑原川流量配分図

- 1 岐阜県自然工法管理士・・・自然共生や環境保護活動に携わる県民の意識や知識、技術の向上を図り、自然環境を保全するための人材の育成を目的にした岐阜県資格認定制度
- 2 岐阜県自然共生認定工法・・・自然環境の保全、復元や創出が可能で、そこに生息する動植物へ与える影響を緩和することが認められる工法の岐阜県認定制度

(2) 洪水調節池

新荒田川においては、洪水被害の軽減を図るため洪水調節池を建設する。

洪水調節池の建設にあたっては、治水上の必要性の他、社会状況、自然環境への影響、地形・条件を総合的に考慮する。

3.1.3 河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 河川改修

圏域全体の河川工事の施行区間を図 3.2 に、河川ごとの施行区間を図 3.3 に、河川ごとの河川整備のイメージ図を図 3.4～図 3.14 に示す。

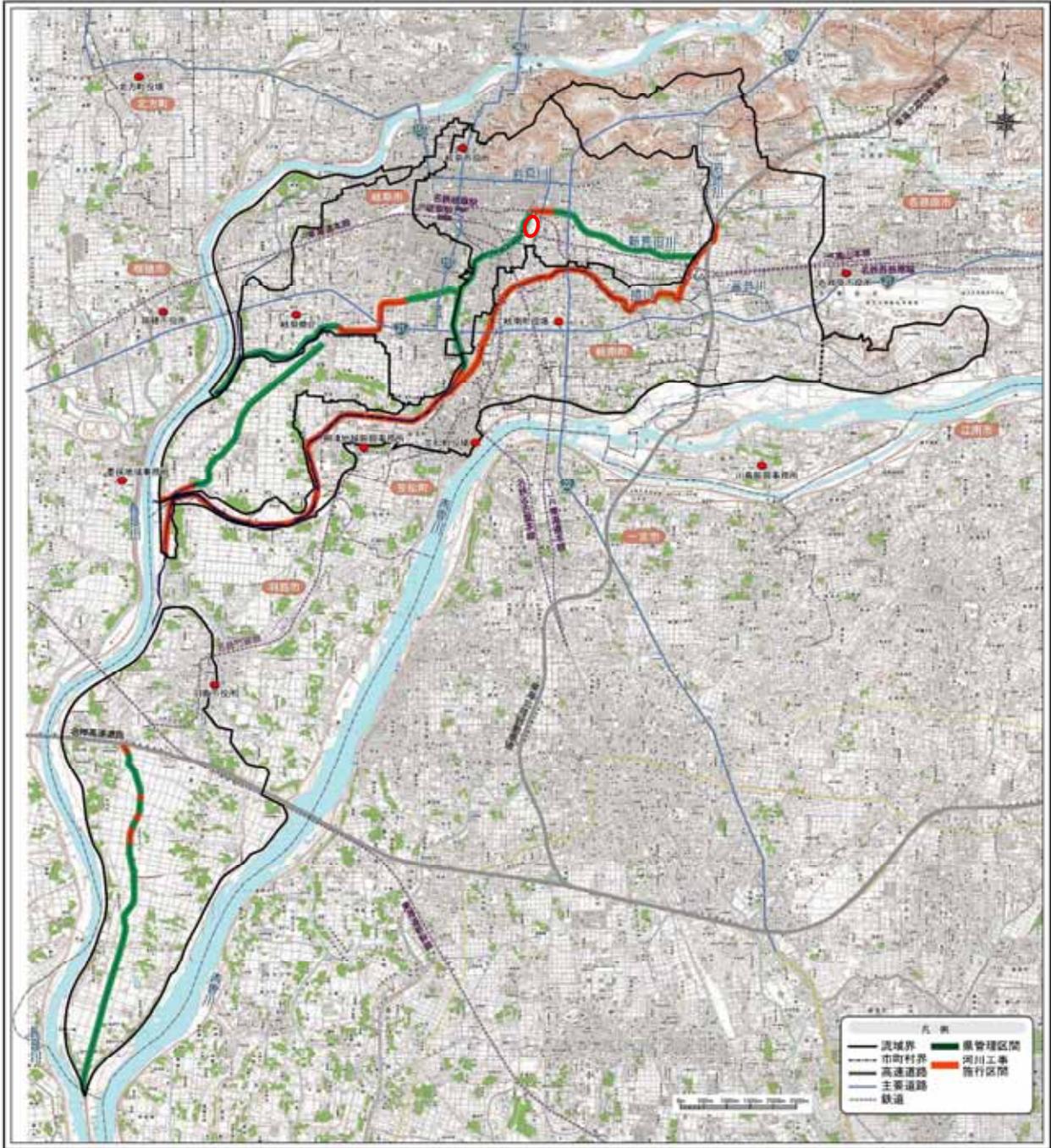
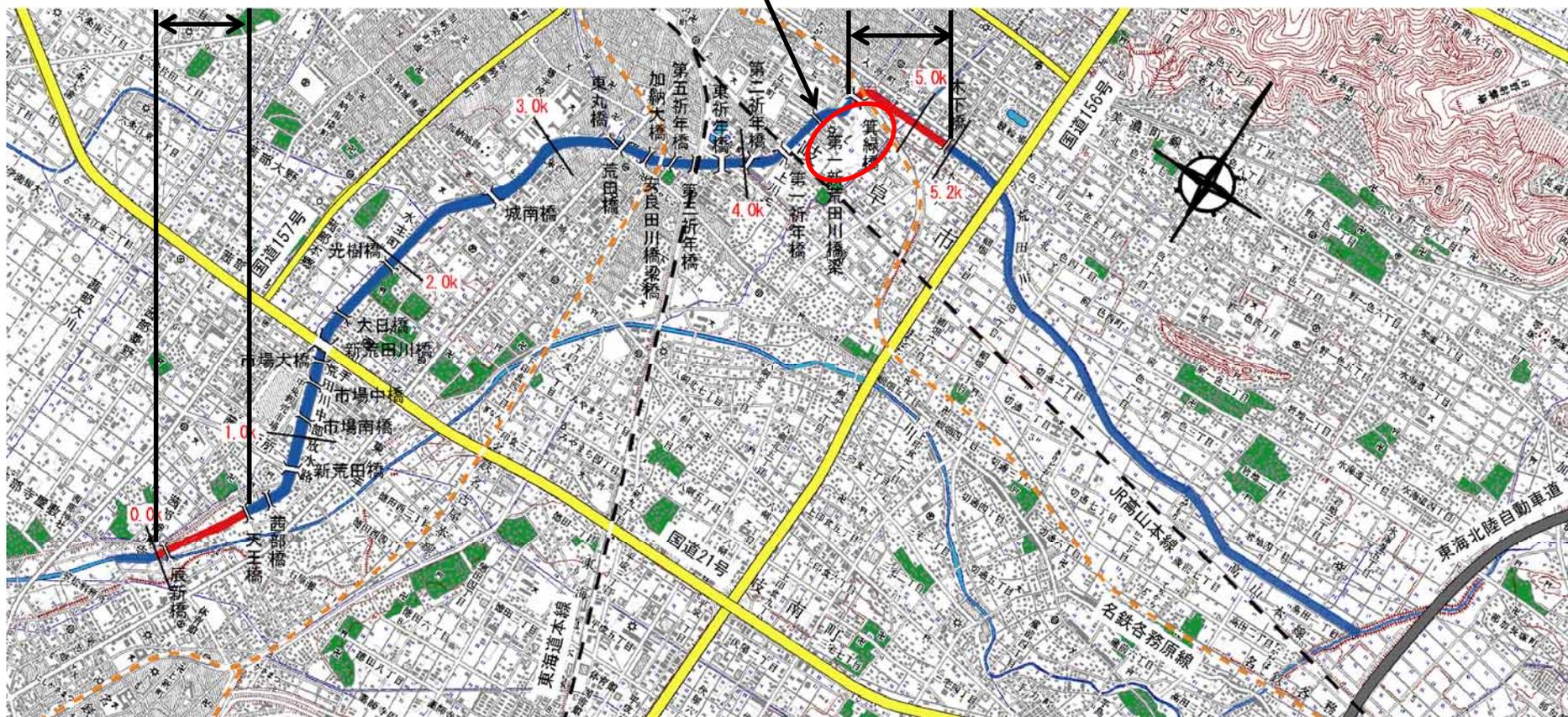


图 3.2 河川工事施行区間概要图

河川工事施行区間 (L=約 0.5km)

洪水調節池

河川工事施行区間 (L=約 0.5km)



河川工事施行区間

図 3.3 (2) 新荒田川河川工事施行区間概要図

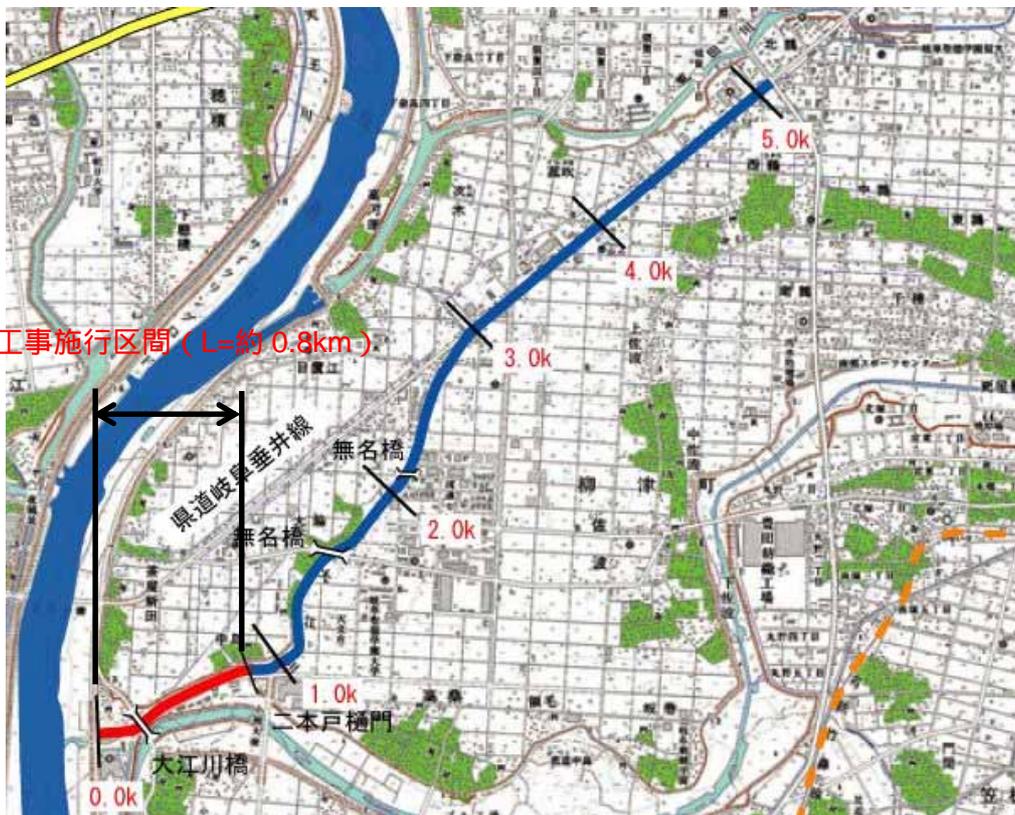
河川工事施行区間 (L=約 1.9km)



河川工事施行区間

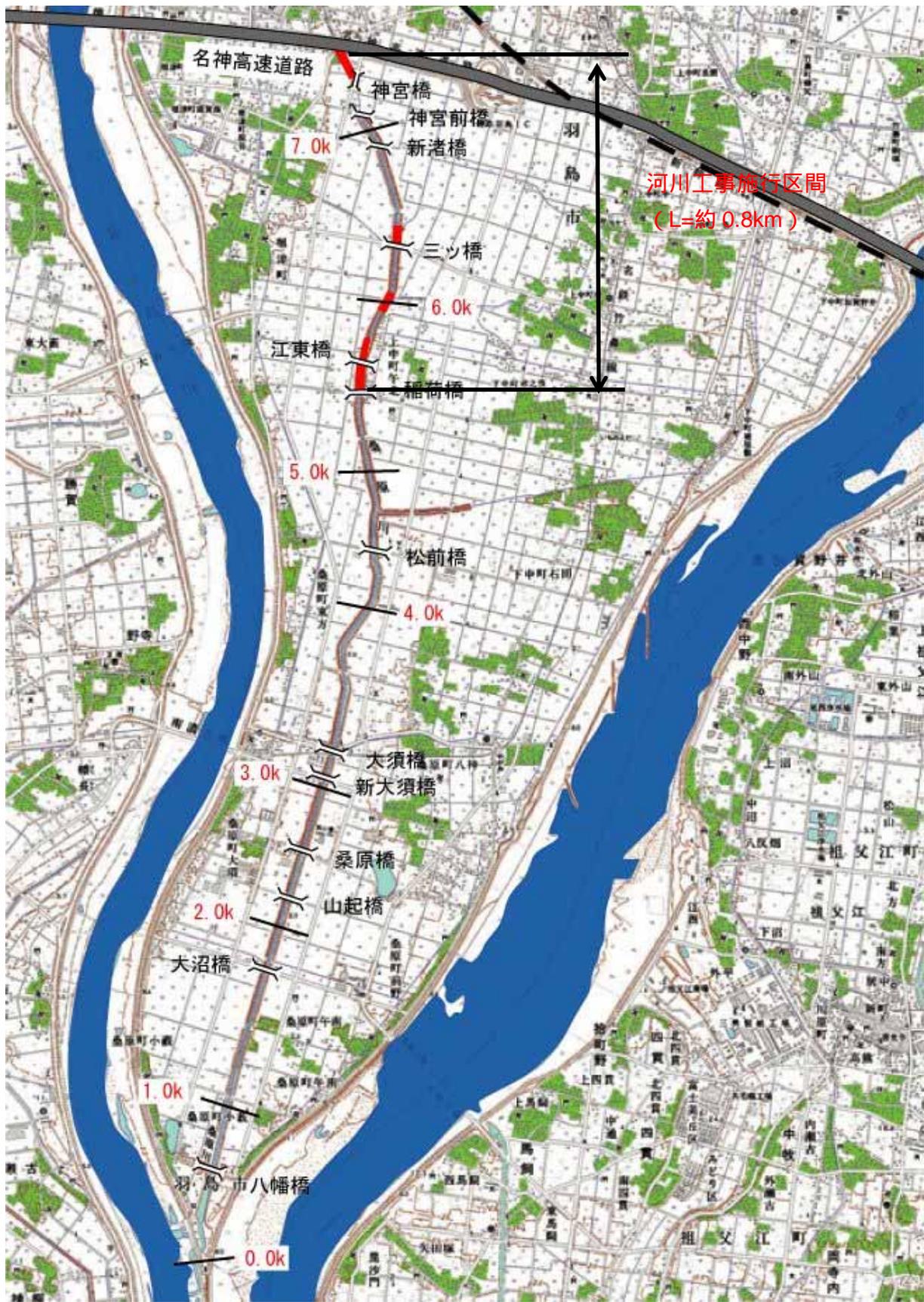
図 3.3 (3) 荒田川河川工事施行区間概要図

河川工事施行区間 (L=約 0.8km)



河川工事施行区間

図 3.3 (4) 大江川河川工事施行区間概要図



— 河川工事施行区間

図 3.3 (5) 桑原川河川工事施行区間概要図

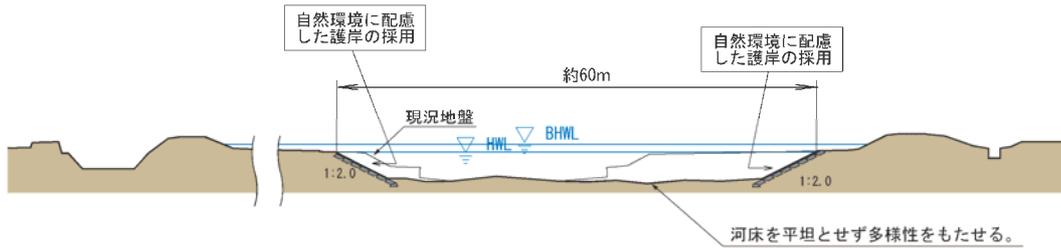


図 3.4 整備イメージ図（境川 9.2k 付近）

計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

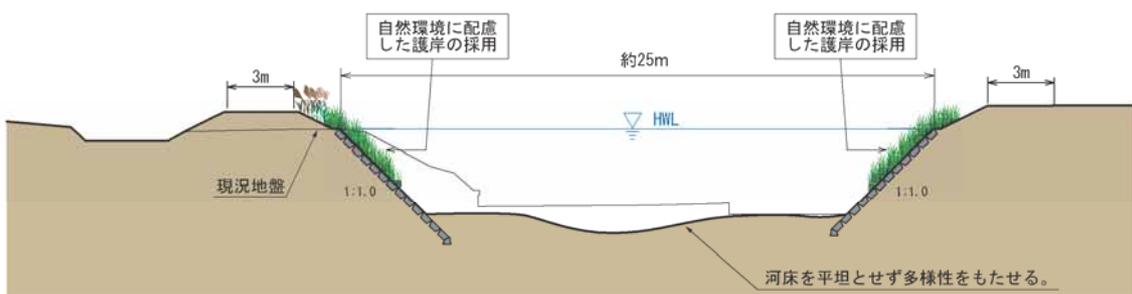


図 3.5 整備イメージ図（境川 11.0k 付近）

計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

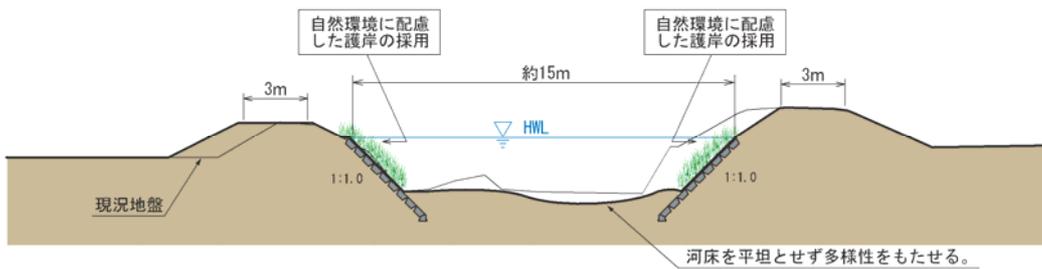


図 3.6 整備イメージ図（境川 16.5k 付近）

計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

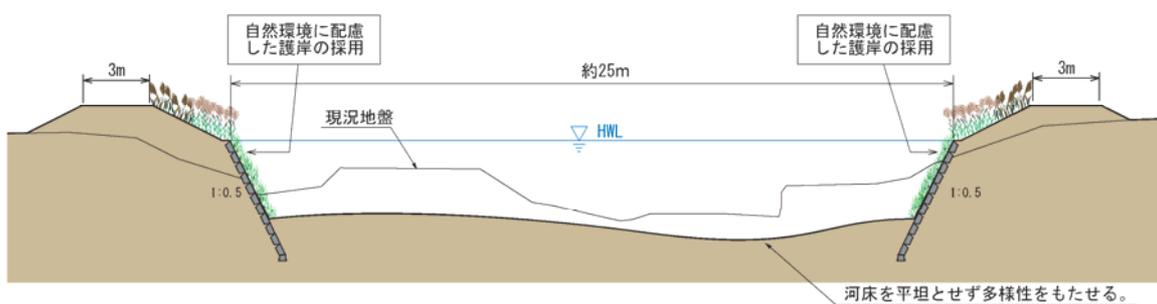


図 3.7 整備イメージ図（新荒田川 0.2k 付近）

計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

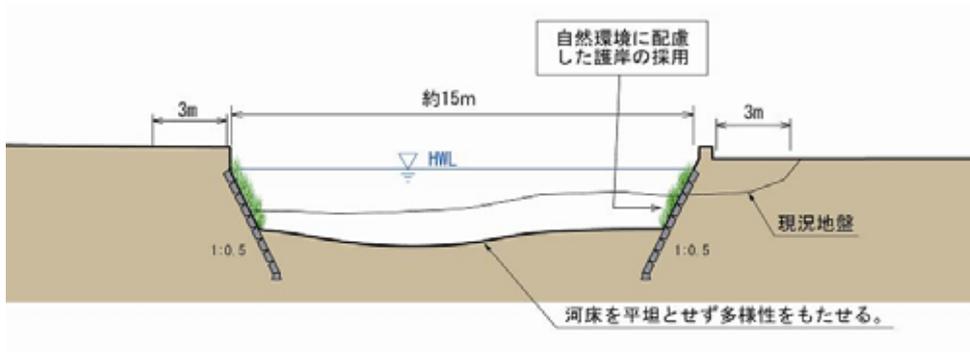


図 3.8 整備イメージ図（新荒田川 5.1k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

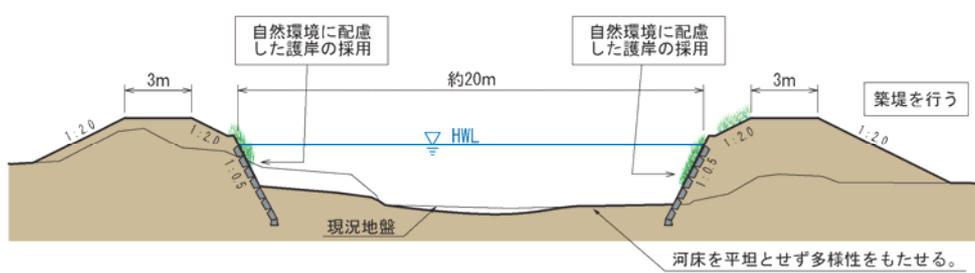


図 3.9 整備イメージ図（荒田川 3.8k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

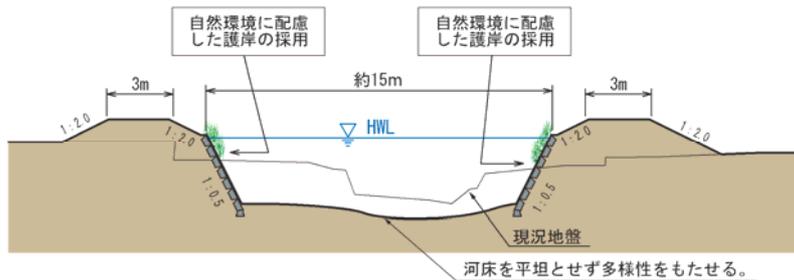


図 3.10 整備イメージ図（荒田川 4.8k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

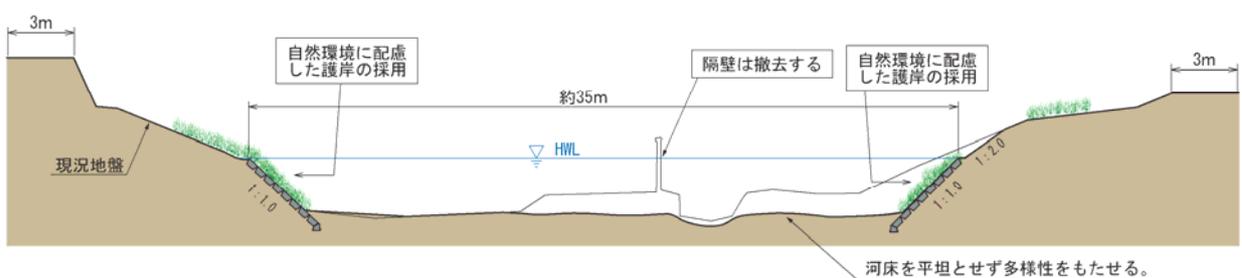


図 3.11 整備イメージ図（大江川 0.3k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

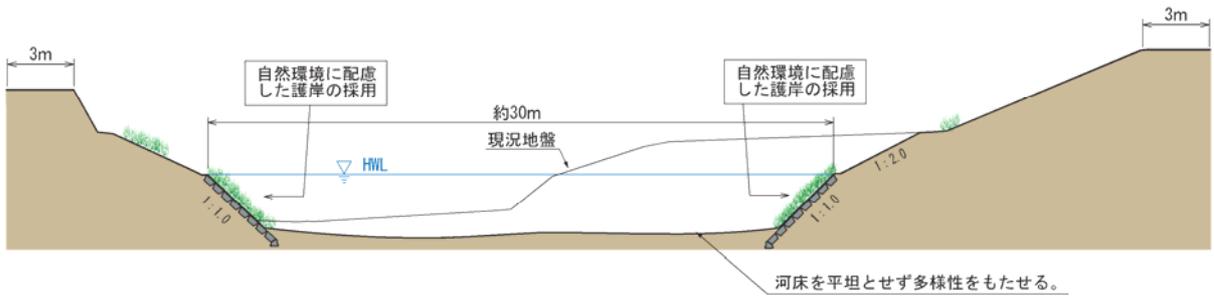


図 3.12 整備イメージ図（大江川 0.6k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

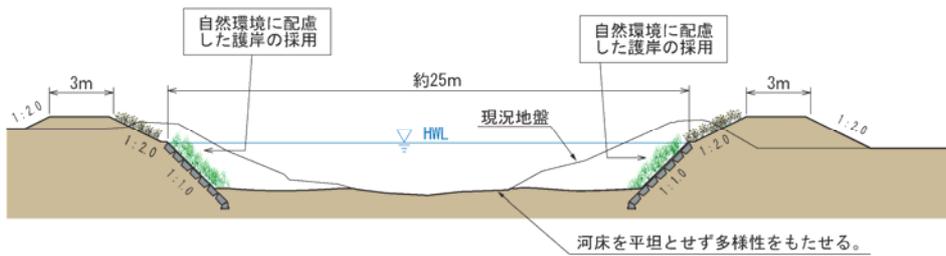


図 3.13 整備イメージ図（桑原川 5.7k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

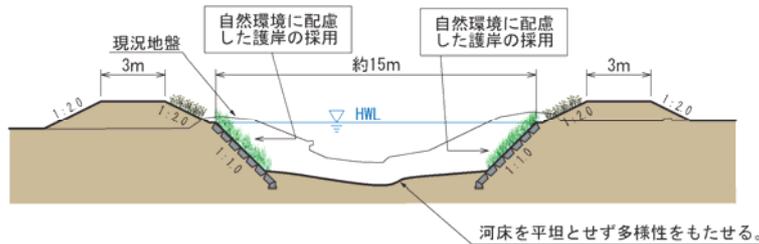


図 3.14 整備イメージ図（桑原川 7.5k 付近）
計画横断形状は、必要に応じて変更することがある。

(2) 洪水調節池

新荒田川において、洪水調節を行う調節池を建設する。

洪水調節池は、湛水面積約 0.08km²、総貯水容量約 140,000m³であり、基準地点（長良川合流点）で 12m³/s の洪水調節を行うことにより、流域内の浸水被害を軽減することを目的としている。

なお、洪水調節池建設にあたっては、治水上の必要性の他、社会状況、自然環境への影響、地形・地質条件等を総合的に考慮する。

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

洪水による被害の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び良好な河川環境の整備と保全の観点から、各河川の特性を踏まえた河川の維持管理を、関係機関や地域住民等と連携を図りながら適切に行うものとする。

また、動植物の生息・生育環境を保全しながら、自然に親しむことができる河川空間を維持していくとともに、その利用を促進していく。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

(1) 堤防、護岸等の維持管理

各河川の堤防、護岸、水門、排水ポンプ場等については、定期的な点検や堤防の機能を保つための堤防除草及び出水後の河川巡視を実施し、護岸、堤防斜面の崩れ、亀裂及び陥没等の有無や、機能低下について主として目視により確認する。異状が確認された場合には、総合的に勘案した補修対策を緊急的に講じるものとする。

(2) 河道の適正な維持管理

治水上支障のある土砂堆積、樹木繁茂については、環境に配慮しつつ除去等を実施する。

また、出水後に河道内に堆積するゴミ・草木、不法投棄されたゴミ等の処理については、地域住民や自治体等の関係機関と連携し、速やかな撤去処分に努める。

(3) 許可工作物の適正維持管理

許可工作物については、許可条件に基づき適正に管理されるよう、施設管理者へ適正な指導・協議を行う。

(4) 調節池の維持管理

調節池を常に良好に保つため、必要な計測・点検等を実施し、その機能の維持に努める。

(5) 被害最小化を目指すソフト対策

これまでの河川改修等により、治水安全度は向上してきているものの、近年でも洪水氾濫や浸水被害は後を絶たない。このため、河川整備途上であっても、洪水氾濫や異常豪雨による水害にも被害を最小化できるように、ソフト対策として地域の防災力向上、水害に強い地域づくりに努める。

具体的には、地域の防災力の向上を図るため、洪水・水害に関する情報の質の向上や河川情報システムの適正な維持管理と更なる充実、地域住民の防災意識の向上、水防活動の充実等に努める。また、土地利用・建築誘導等の推進、保水・遊水機能を持つ区域における開発抑制、開発に伴う貯留施設整備等、地域防災力の向上につながる施策を、県、市など関係機関と連携・調整して促進する。

(6) 水質の維持・向上

当圏域の河川の水質は、水質基準点で環境基準を概ね達成しているが、桑原川や環境基準が指定されていないほかの河川も含めて、関係機関や地域住民等と連携して、流域内の汚濁負荷の削減、既存の河川浄化施設等の効率的な管理・運用を図り、水質の維持・向上に努める。

また、突発的な水質事故に対処するため、連絡体制の充実・周知に努めるとともに、事故発生時においては、速やかに被害拡大防止措置が図れるよう、関係機関の協力の下、体制づくりに努める。

(7) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

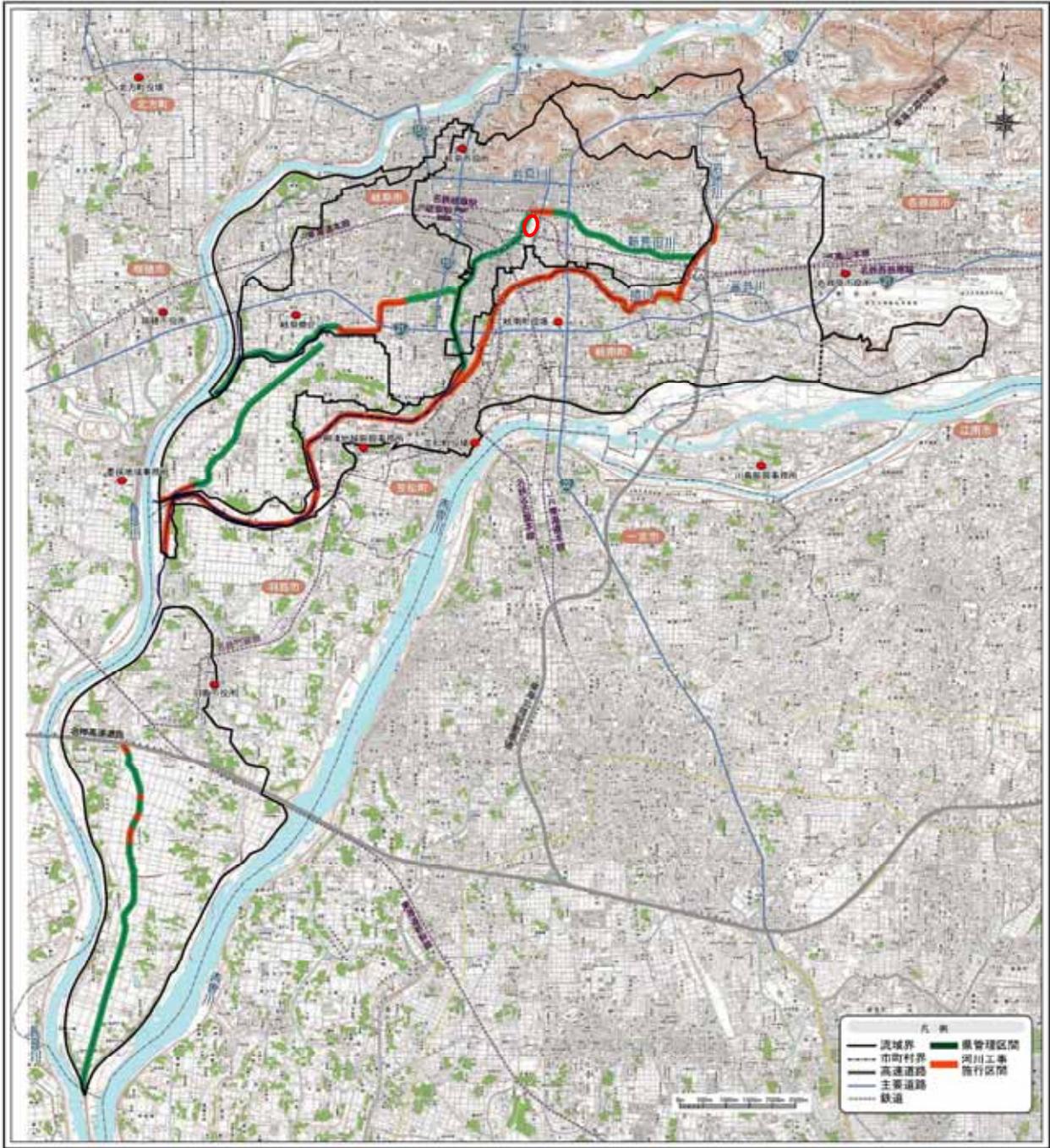
河川環境の保全や適切で効率的な取水が行われるよう、日頃から取水関係機関等と情報交換に努める。

4. 計画の改定に関する事項

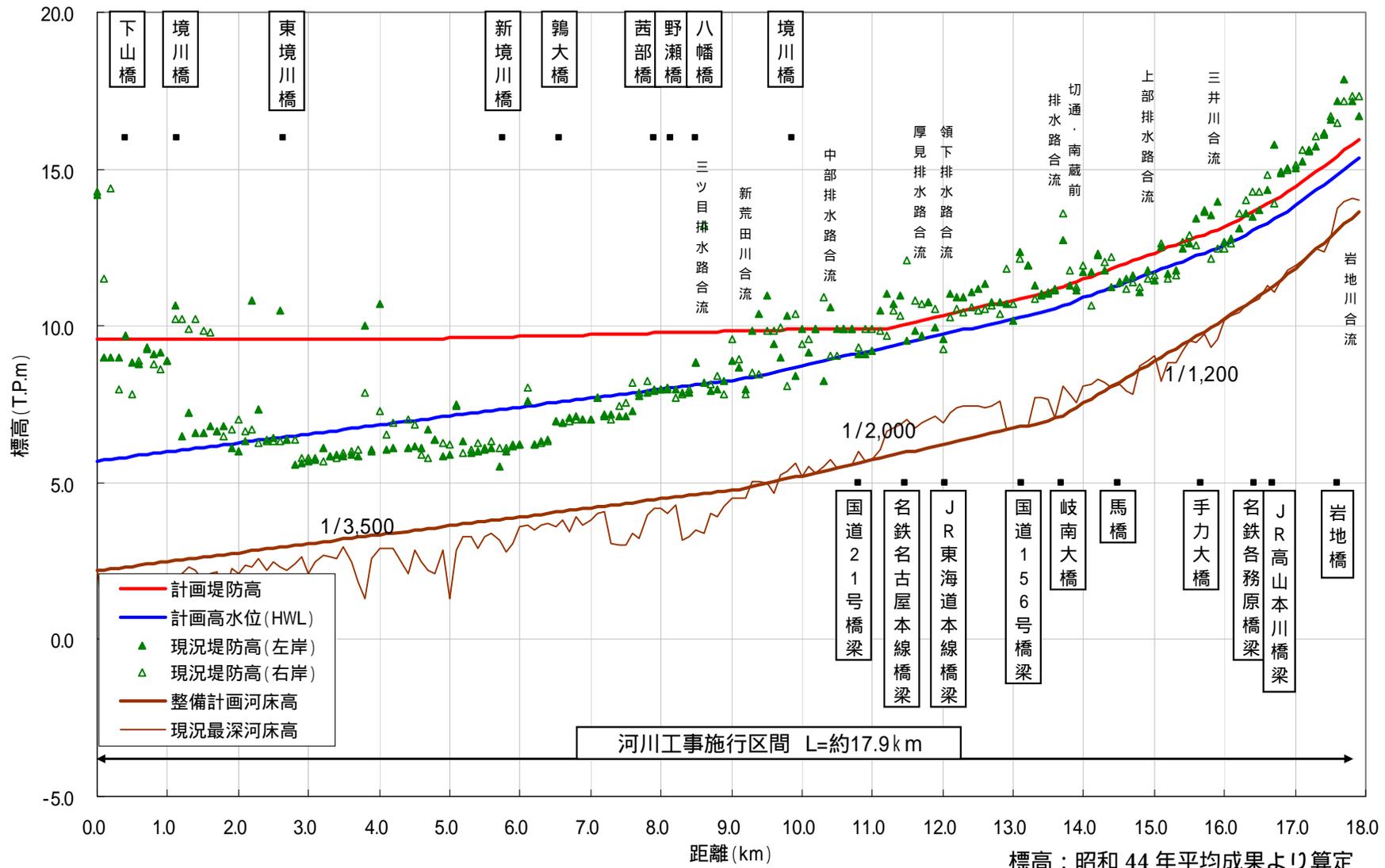
本計画は、現時点における課題や河道状況に基づき策定するものであり、策定後の新たな知見や技術、大規模な洪水の発生状況等によって、必要に応じて見直しを行う。

圏域内河川の河川環境に関わる状況については、今後も調査を継続し、当圏域の自然や歴史、風土にふさわしい整備を行うために、地域住民等の意見を踏まえながら、さらに検討を進めていく。

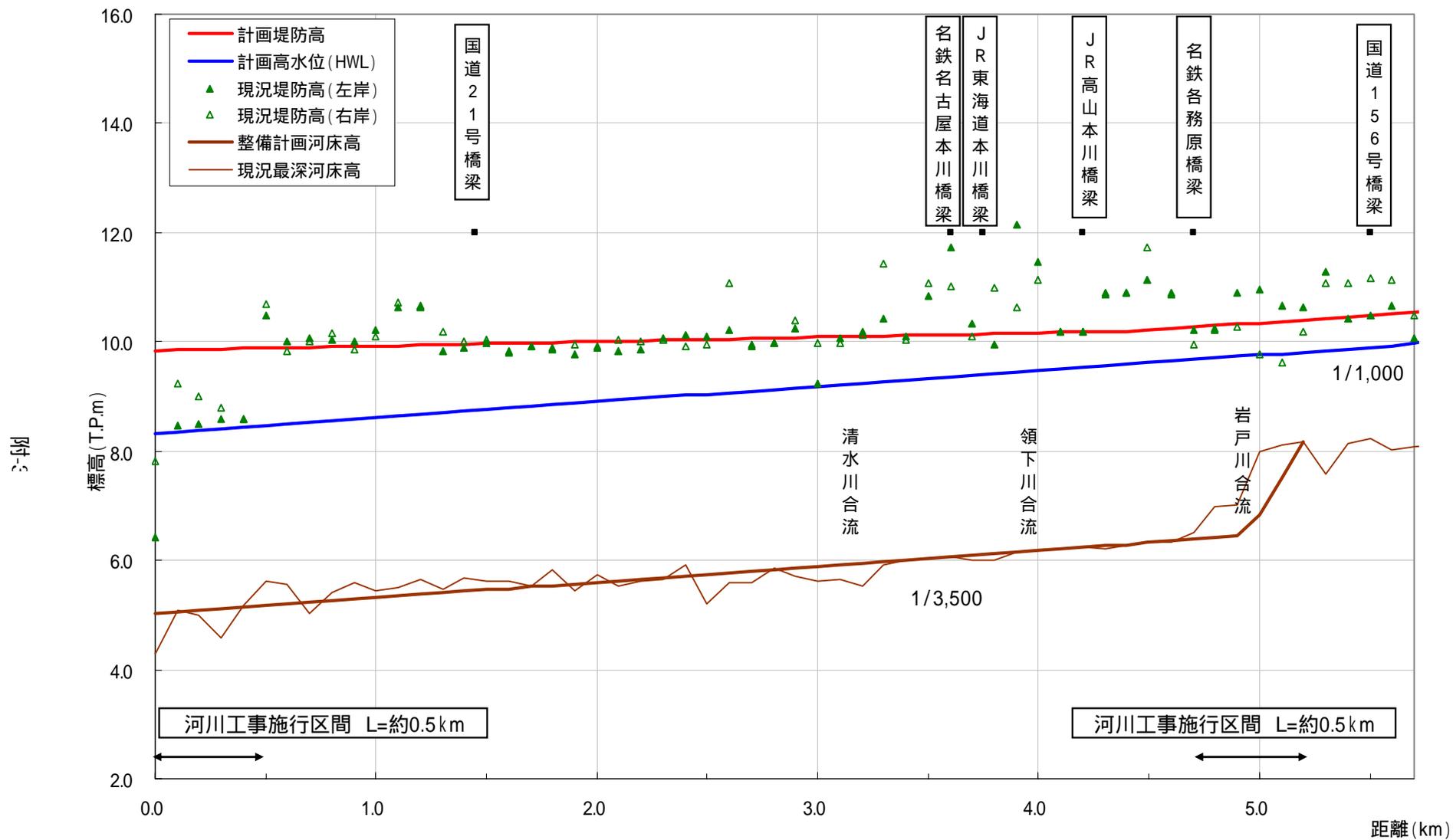
< 附図 > 平面図、縦断面図



境川圏域図

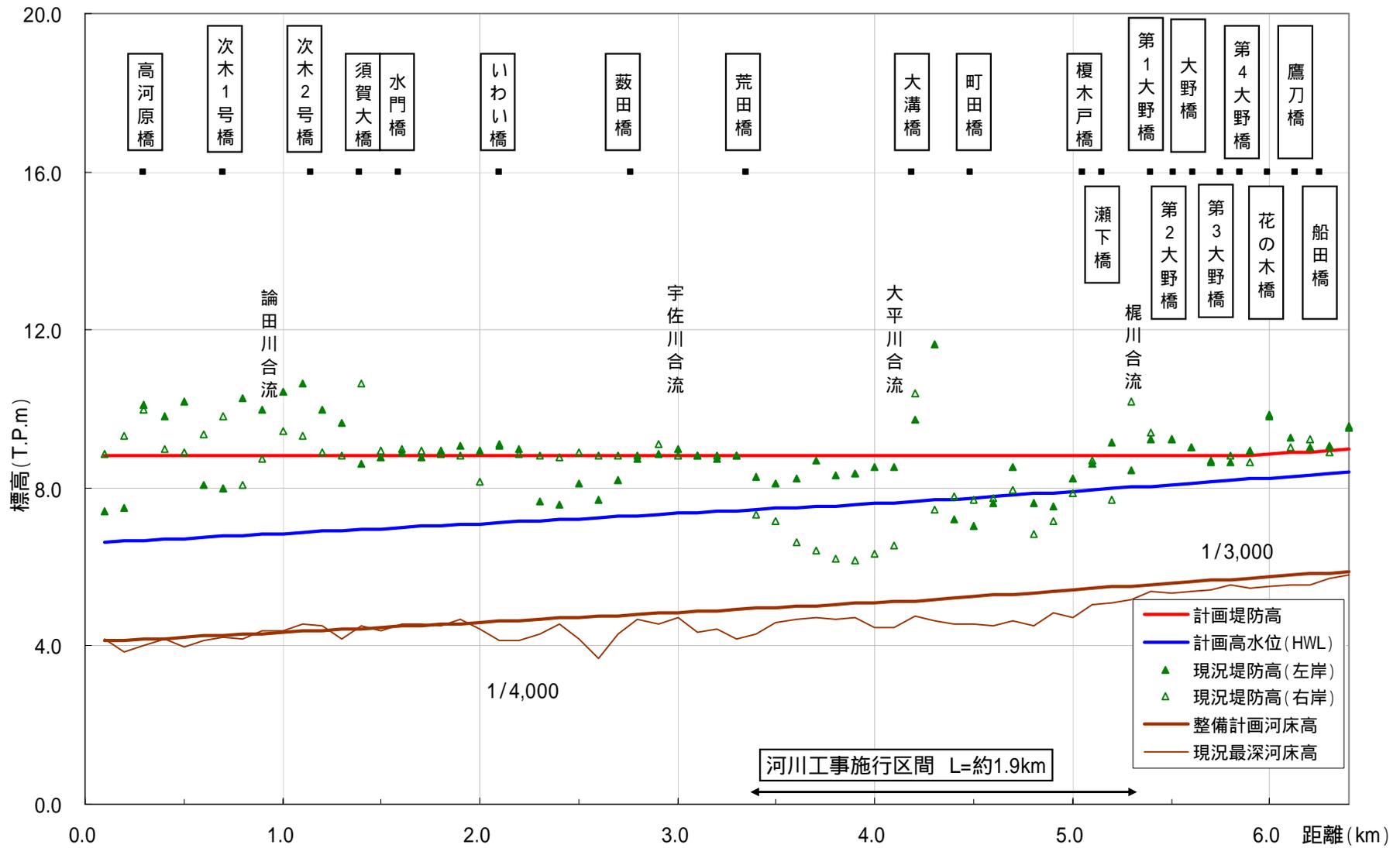


境川水位縦断面図



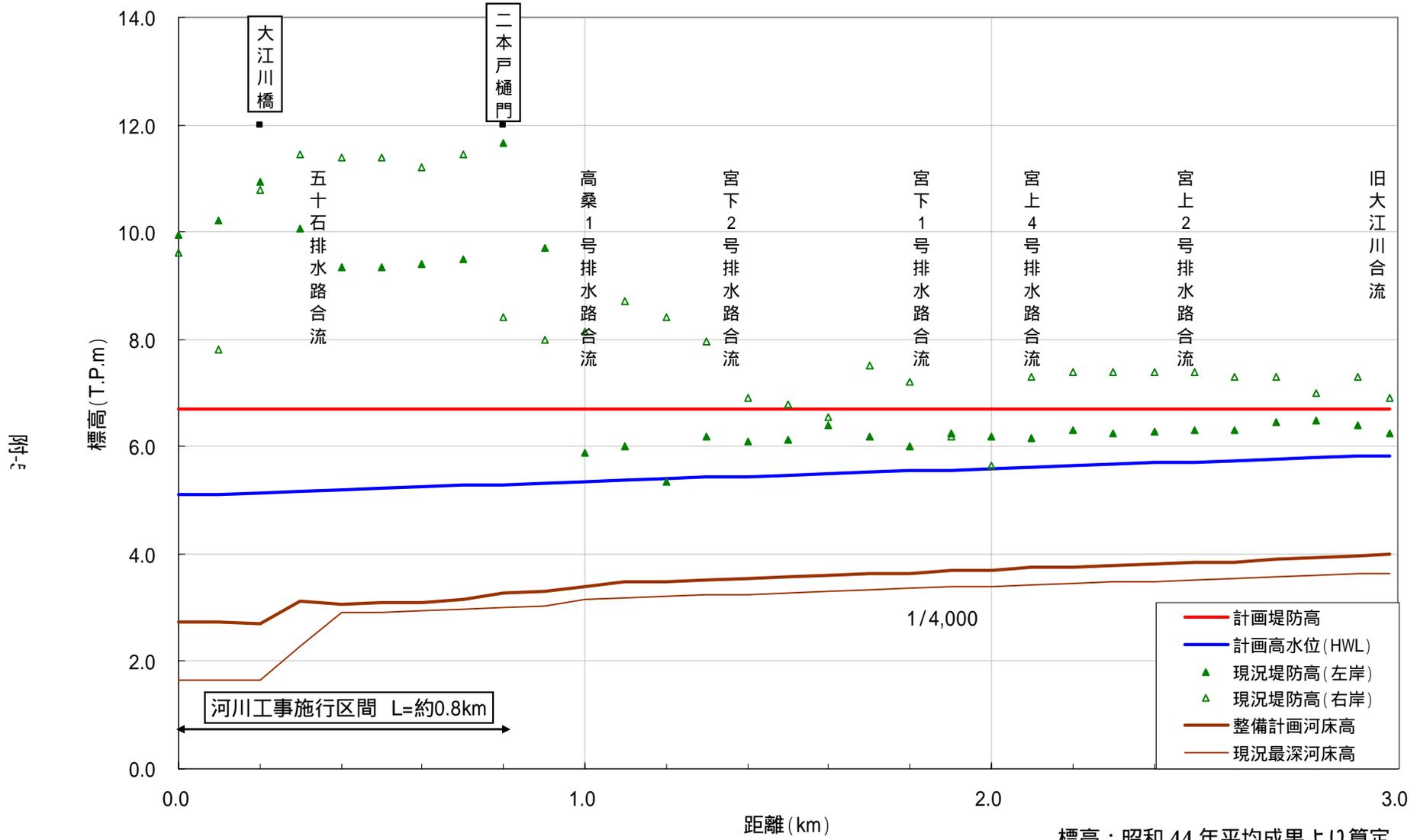
新荒田川水位縦断面図

標高：昭和44年平均成果より算定



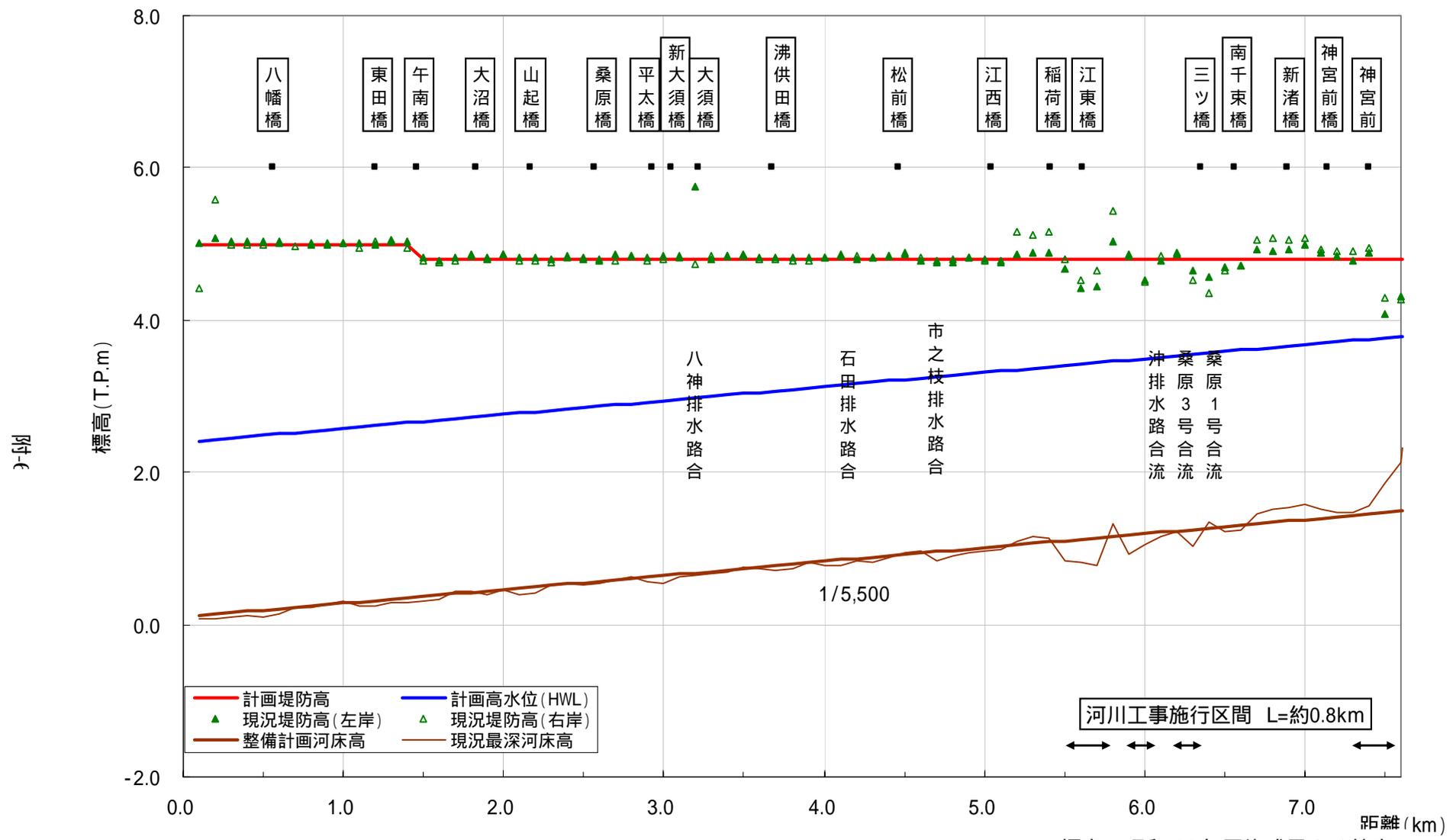
荒田川水位縦断面図

標高：昭和44年平均成果より算定



大江川水位縦断面図

標高：昭和44年平均成果より算定



桑原川水位縦断面図

標高：昭和44年平均成果より算定